

丁巳復辟事件と梁啓超

永 井 算 巳

- 導言・一. 復辟始末概要（前号掲載）
二. 張勳とその周辺（以上本号）
三. 梁啓超と康有為・結語

二 張勳とその周辺

（一）徐州會議と天津総参謀処

張勳復辟クーデター失敗の政治的背景とその経緯については、前章に於て言及した七月六日の通電のほか、八日、徐州會議参加の山東督軍張懷芝（子志）、河南督軍趙倜（周人）、安徽省長倪嗣冲（丹忱）、福建督軍李厚基（培之）らに対して

前荷諸公蒞徐州會議，首由張志帥，趙周帥，李培帥及諸代表，提出復辟宗旨，堅盟要約，各歸獨立，故弟帶隊北上，臨行通電，諄諄以達到會議主旨為言，弟之托任調人者，以未得京師根本之地，及弟至津京，猶未敢遽揭出本題，蓋以布置未妥，未敢冒昧從事，故請各省取消獨立，皆所以示天下不疑，及事機已熟，乃取迅雷不及掩耳之計，奏請皇上復位，乃諸公意存觀望，復電多以事前未商為言，然徐州會議之要約，諸公豈忍寒盟，同屬北派，何忍同室操戈，務懇飛速贊成，以踐前約

と打電¹⁾して、黎元洪の招請による北上以後、「迅雷不及掩耳之計」としての突如たる復辟クーデター断行に至る迄の自己の行動を釈明しつつ、徐州會議における盟約の即時の履行をうったえ、また、十日づけの通電²⁾で、各報館各省督軍師長及び商会あてに

変更国体，事關重大，非勳所独能主持，去歲徐州歷次會議，馮，段，徐，梁諸公及督軍無不有代表在場，即勳此次到津，徐東海，朱省長，均極端贊助，其余各督軍亦無違言，芝老雖面未表示，亦未拒絕，勳到京後，復派代表來商，謂只須推倒總統，復辟一事自可商量，勳又密電徵求各方面同意，亦皆許可，密電具在，非可諱言，現既實行，不但馮，段通電反對，即朝夕共謀之陳光遠，王士珍，首先贊成之曹錕，段芝貴等，亦居然抗顏反闕，直逼京畿，翻雲覆雨，出於俄頃，人心如此，突堪浩歎，勳孤忠耿耿，天日可表，雖為群小所売，而此心至死不懈，但此等鬼蜮行為，不可不布告天下，咸使聞知，除將歷次會議紀錄并往返函電彙集刊印分送外，先此電達

と、徐世昌、馮國璋、朱家宝、王士珍、陳光遠、曹錕、段芝貴さらに段祺瑞をも「徐州歷次會議」を裏切った「鬼蜮行為」と名指して非難した所謂「徐州會議」なるものの真相の解明が重要な手がかりを与えるであろう。

但し、ここにいう「歷次會議紀錄并往返函電」の彙集刊印については、溥儀自伝「我的前半生^{第三章}」の註記に

拋説張勳原来保存了一整箱子關於這方面的文件，可是后来竟不知被什麼人偷去，并且運往法国去了一作者

とあり、これを陶菊隱「北洋軍閥統治時期史話^{第三十}」の附註(3)に

張勳逃入荷蘭公使館后、珍蔵“復辟実録”一冊、内容分為兩類…第一類為徐州會議記錄、是由幕僚根据回憶補写的…第二類為北洋軍閥贊成復辟の函電共計八十二件、他經常以此威脅北洋軍閥、勒索大宗財物、被敲詐者千方百計地想把這個秘件偷盜出來、張勳便交与躲在法国医院里的萬繩杖保管、萬又交与法国公使館代為保管、并由法国公使立有收据交萬收執、張勳死后、萬繩杖到法国公使館索取原件、使館中人初則支吾其詞、說是已經送往巴黎拍照、不日交還、但是后来一直没有交還

とあり、さらに、鄭孝胥「丙丁日記³⁾」所収「丁巳六月廿一日(八月八日)」の条に報告、萬繩杖《復辟記》已脱稿、凡十四章・

1 復辟之由来 2 宗社党 3 宗社党与張勳 4 康有為与張勳之關係 5 三次革命増兵計劃与復辟 6 徐州會議与復辟之動機 7 軍人与国会挑衅之意義 8 督軍團再会于徐州 9 贊成復辟之函電 10 帶兵入都之預料 11 復辟時各方之態度 12 意外之反噬 13 君主優于民主 14 結論

現寄至日本印刷 西人以先睹為快、託求萬氏另繕一分、訳為西文、書約十萬言、劉廷琛、李盛鐸皆經過目

とあるのに考量すれば、細部に疑問は残るものの、原件は張勳所持の記録文書、書簡類を萬繩杖が七、八月の頃、内容十四章からなる「復辟記」乃至は「復辟実録」に編述したもので、それを張勳から萬繩杖へ、さらにフランス公使館に保管かたを依頼、張勳の死後、萬繩杖が改めて返却を求めたが、曖昧のうちに汰沙やみとなって了ったというのが、ことの大筋であるらしい。

いづれにせよ、かくして、張勳復辟クーデターの真相をさぐるうえに鍵と目される根本資料は、遂に行方知れずとなったまま現在に至っている。なお、原件が日本で印刷中とか、欧文に翻訳とかある点については、他に傍証するに足る資料が蒐集できず、いまの私にはさだかでない。従って以下、不充分ながら披見しえた限りでの諸資料によりつつ「徐州會議」なるものの経過を述付けてみたい。

前掲の張勳通電にもいう「徐州歴次會議」は民国五年^{二九}から六年にかけて前後四回開かれたようである。即ち、第一次は民国五年六月九日、第二次は同年九月二日から二六日、第三次は翌六年一月十一日から十四日、そして第四次は復辟クーデター一カ月前の五月二三日の會議がそれであるが、順次、諸會議の様相について概観しよう。

(i)、第一次徐州會議⁴⁾は、民国五年六月六日の袁世凱の死去によつて急変した政治情勢をうけ、無意味と化して解散するに至った「南京會議」出席の北洋系督軍ら七省代表十六名が、張勳の首倡に応じて徐州で開催した會議である。

一体、南京會議⁵⁾とは、袁世凱の帝制問題をめぐって所謂第三革命が勃発し、危機的政情に陥った南北対決のなかで、馮国璋のよびかけで、民国五年五月十七日、南京で開催された十七省會議をさし、議題は五月一日の馮国璋通電つまり「東電八条」⁶⁾を内容とする南北調停案、即ち(一)總統問題、(二)国会問題、(三)憲法問題、(四)經濟問題、(五)軍隊問題、(六)官吏問題、(七)禍首問題、(八)党人問題であったが、とりわけ、總統問題を中心テーマとしていた。

會議は陝西、四川の二省が欠席した以外、各省代表二十余人、旁聴者十余人が参加、馮国璋主宰で開始されたが、袁世凱の總統退位説が多数を占めたため、馮国璋は議案を継続審議としてひとまづ散会を宣告、ついで十九日、二十日と審議を重ね、その間、倪嗣冲が強硬に

總統留任論、袁世凱擁護にたつて南方直戰論を展開したものの、結局「罷戰議和」を多数意見とし、總統留任問題は国会の解決に委ねることで討論を打ち切り、表決の結果、賛多数でこれを承認、翌二十一日、「南五省代表」に対し「罷兵議和」のため「來寧會議」を要請する旨、張勳の代表主稿で打電することを決定して閉会するに至った。

当時の袁世凱は内心では總統留任に執念をもやし武力行使も辞せずとしながらも、表面的には南京會議の「妥善弁法」に期待し、成行きを静観する姿勢⁷⁾をみせていたのであるが、結果は「此次南京會議の意見、迹紛岐に近し」という始末となり、げんに北京あて馮國璋の「密碼」⁸⁾は

以現勢考之、恐留任一節、断難通過

と見透し、むしろ、總統退位への心構えと準備をにおわす「一篇変格之勸退文」であったという。

こうしたなかで、六月六日、袁世凱死去の計報が政局を急転させ、南京會議の中心テーマは一挙に無意味と化して了ったのである。

ところで、南京會議の際

總統万無退位之理、已經寧公認、和局万一決裂、助已連合奉豫皖各省、約可出兵十余万、開赴前敵、均有原餉、不須增加、現時所應籌者、僅臨時軍用督師一職、助雖不敏、願任其勞⁹⁾

と、袁世凱の總統擁護の立場から南方との軍事対決の先頭にたたんとさえ主張する強硬派であつた張勳は、袁世凱死去の直後たる六月九日、急遽、南京會議出席の各省代表を招請して「徐州會議」をもつ動きをみせるに至った。

會議¹⁰⁾は、すでに散去した四川、湖北、湖南、江西、山東、福建、上海の各代表を除き、直隸、京兆、奉天、吉林、黒龍江、河南、山西、熱河、察哈爾の代表と徐州鎮守使張文生、徐海道尹李慶璋、安徽軍署參長萬繩栻の計十六名が参加、張勳が主席となり、要綱十カ条が提案された。要綱十カ条とは

- 一、尊重前清優待皇室各項条件
- 二、保全袁大總統家屬生命財產及身後一切榮譽
- 三、要求政府、依拋正当選舉手續、速行組織国会、施行完全憲政
- 四、催促滇黔桂粵浙蜀陝湘各省、取消獨立、倘若固執成見、仍以武力解決
- 五、絶对抵制迭次倡亂一般暴烈分子、參預政權
- 六、嚴整兵備、保衛各本省区地方治安
- 七、抱持正当宗旨、維持国家秩序、設有用兵之处、軍旅餉項、通力合籌
- 八、擬依国事稍定、聯名電請中央、寔行減政、除罷苛細雜捐、以蘇民困
- 九、嗣後中央設有弊政足為民害者、務当合力電争以尽忠告
- 十、固結团体、遇事籌商、對於国家前途、務取同一態度

以上の趣旨内容であつたが、各代表いづれも異議なく了承し、この「要綱」を「北七省の主張」即ち奉、吉、黒、直、豫、晋、皖七省共通の政治的見解、立場として即日諸省に通電、広く同調を求めることとなった。

ここに袁世凱亡き後の流動的政局に対処すべく、張勳を核とする北洋系督軍らの政治勢力が始めて正式に組織化されるに至ったわけである。なお、會議は同時に「復辟の説は主張する所に非ず、ただ清室に対しては恩讖忘る能わず、項城に対しては知己感ずべしと為すのみ」

と宣言、六月十一日、この旨を北京に電致して外間の「謠伝」を否定したという。そのため、張勳の「虚声」にかりて復辟を計ろうとしていた宗社党グループが大いに失望落胆したと「大中華^{第二卷第七期}」雑誌は伝えているが、張勳と宗社党との関係については、後節で改めて考察したい。

(四) 第二次徐州會議¹¹⁾は九月二二日から二六日まで、張勳の召集で、四川、雲南、貴州、広西の四省を除く各省督軍代表と各特別区代表、各護軍使代表、計二十余名、それに北方各師旅長代理が参加して開催された。

議題は

- 一. 固結団体，鞏衛中央，以免為少数人所牽率
- 二. 凡我民軍長官，各宜精白乃心，共謀郅治
- 三. 国会為立法機關，本應尊重，倘竟各懷党見，違反真正民意，不顧國家，至不得已時，亦當為正當之干涉
- 四. 憲法為立國要素，務在審度国情，按切時勢，有必不可行之處，當共抒正論，俾垂久遠
- 五. 雲土一案，陰謀滋大，張耀曾夷犯嫌疑，靦然就職，建議無效，應如何力爭
- 六. 外交關係中國全局，應有海內人望主持
- 七. 此次會議宗旨坦白，應不避嫌怨，一致進行
- 八. 不詳…（永井註）

であったが、會議召集の狙いについて、張勳自ら

激烈派人以排擠吾輩為事，吾輩今日不能不籌自保之策

と言明し、所謂第二次南北統一實現直後における「激烈派」つまり、南方民党系勢力の政治攻勢に対する自衛にあることを力説、また倪嗣冲は以上の議題すらてぬるしとして、さらに唐紹儀、張耀曾、孫洪伊、谷鍾秀ら民党四総長の排斥をはじめ、数項目に及ぶ強硬意見を提出して論議を重ねたという。

ところで、第一次徐州會議の閉会后、恐らくは八月中旬の頃、袁世凱の遺令による黎元洪の總統継任、段祺瑞内閣の成立、そして臨時約法の恢復による国会の再開という政局の新動向を重大視した北洋系十三省の督軍が徐州で「攻守同盟」會議を開き、下旬には「十三省同盟」の結成が世上に喧伝¹²⁾されるに至ったのであるが、第二次徐州會議はこの十三省同盟を基盤に開催された、と推測される。「北洋軍閥統治時期史話^{第三卷}」によれば、「十三省同盟」即ち「十三省区聯合会」の章程は

- 一. 本団体以聯絡國防，鞏固勢力，擁護中央為宗旨
- 二. 本団体為防止暴動分子私攬政權而設，国会開幕后，如有借故擾亂与各省区為難者，本団体得開會集議為一致之行動，聯合公討之
- 三. 本団体為擁護國家寧安起見，如不得已用兵時，關於聯合区域作戰事宜，得公推領袖一人總指揮之
- 四. 本団体對於所公推之領袖，認為盟主，凡事經開會公決后，即由領袖通告遵行
- 五. 本団体推張上將軍為領袖，遇有重要事體發生，應行主持爭執，其不及往返電商者，徑由張上將軍代為列名，但事后應將原電事由電告
- 六. 本団体如有必須集議之事，應由各省区各派代表到會與議，其集議地點臨時決定之
- 七. 本団体聯合以后，各方面如有妨害國家統一之行為及對於政治有非理之要求，為公論所不容者，本団体即以公敵視之

- 八. 本団体以外各省区如有反抗中央, 破壞大局者, 本団体即以補足中央制服之
 九. 本団体が爲主持公道起見, 凡有挾持私忿, 假借它項名義傾陷報復者, 本団体必仗義執言, 加以保護
 十. 各方面對於本団体如有存心破壞及謀削弱本団体之勢力者, 本団体當協力抵制之
 十一. 本団体必需經費, 由各省区酌量担任
 十二. 本節略僅具綱要, 所有一切未盡事宜, 均由衆議隨時規定

の十二条からなっているが、これは明らかに第一次徐州会議における「要綱十カ条」の基本理念をふまえつつ、新たな政治局面に対応するための具体的な現実行動綱領であり、有事即応的軍事ニュアンスを帯びた北洋系督軍團の対決的政治宣言だとみてよいであろう。同盟加入の十三省区とは、山東、奉天、吉林、黒龍江、直隸、河南、湖北、江西、安徽、江蘇、浙江、広東、福建の諸省を包括する広汎な地域であり、従て「十三省同盟」結成の及ぼした政治的影響力には、当時、

権力拡張、跋扈益甚、干涉政治、電書羽狎、尤有影響於今日之政局¹³⁾

と論評される程のものがあつた。ともあれ、かくして、張勳はいまや、北洋系「十三省区聯合会」の「領袖」であり、「盟主」たる地位を公認されることとなつたわけである。第二次徐州会議はこのような政治背景のもとで開催されたのであつた。

国会の再開に当り、最初に督軍團が自己の軍事力をバックに大總統、國務院、参衆兩院に対して、

某等分土司牧、默察所部各地民情趨向之殷、亦不敢不瀝情入告、藉代輿采、除將某等個人、對於憲法上之恩見、分別請願外、謹合詞上陳、伏乞軫達憲法會議、從速制定符合國情壓慰民望之憲法、迅為公布、國家幸甚

と要望する動きをしたのは、馮國璋を起草者とする張勳ら二十五名連署の「馮督軍聯合十九省會請恢復制憲電」¹⁴⁾であつたが、第二次徐州會議の議案との関連で張勳を中心とした動きを二、三例示すれば次の通りである。

①司法總長張耀曾と衆議院議員趙炳麟に対する彈劾である。

張耀曾の場合¹⁵⁾は、張が雲南から入京の途次、上海でイギリス警察に隨員の行李からアヘンが押収されて政治問題化した事件をめぐる、張自身とは無関係として事件が一応落着いたにも不拘、突如、張勳が倪嗣冲、王占元、趙倜、張作霖、孟恩遠、畢桂芳らと聯名で政府に通電、

販運煙土、騰笑外人、請速罷黜、交法庭訊弁

と攻撃したもので、八月二五日の馮國璋の内務總長孫洪伊非難の「反対民選官吏電」¹⁶⁾と軌を一にする南方民党系閣員排斥運動のひとつである。

趙炳麟の場合は、八月二三日の衆議院で、趙が総理段祺瑞に対して「軍人干涉国会」問題をとらあげ、「禁止武人干涉議院案」を建議したことに対する張勳の總統あて反論¹⁷⁾で、

議院而無可議、則何慮武人干涉、若其不然、則又何怪武人干涉、且干涉者實含武人強迫之意、若僅言論發揮、陳其得失、猶是規正之意、豈能謂之干涉、但若規正不從、顯違公論、則天下之人、方且群起而攻、欲藉武人為之先導

とひらき直つたもので、倪嗣冲はじめ各省督軍「一唱百和」の視があり、「十三省同盟」結成の動きはこの事件が契機となつて俄然活況を呈するに至つたという。

②唐紹儀の外交總長就任問題をめぐる「張勳等反对唐紹儀就任電」¹⁸⁾である。

唐紹儀が外交総長に就任すべく天津に到着したのは九月十七日のことであったが、その前後、天津、北京では唐紹儀「非難の声」が一斉に起り、各種の反対運動が慌しい動きをみせた。張勳ら各督軍達の大総統あて「聯名通電」はそうした一連の動きの決定打となったもので、病と称して暫らく形勢を観望していた唐紹儀も九月二四日遂に就任を断念し、数日後飄然、上海に引返すのやむなきに至った。¹⁹⁾ いう所の「反対唐紹儀就任電」とは張勳以下、馮国璋、王占元、李純、倪嗣冲、張作霖、孟恩遠、郭宗熙、畢桂芳、許蘭洲、曹錕、張懷芝、趙倜、田文烈、李厚基、張広建、田中玉、楊善徳、盧永祥、陳光遠、李進才、李長泰、張敬堯、范国璋、蔡成勳、張樹元、王金鏡、鮑貴卿、唐天喜、施從濱、徐占鳳、陸錦、楊以德の計三十三名が「有印」つまり九月二十五日に打電した長文の「万万急」電であり、それだけに「十三省同盟」督軍らの総力を結集した政治的対決姿勢乃至は政治的大示威運動であったことが看取できる。

竊謂交游有道，信義為先，摺賢無方，声応為重，矧列強眈視，臥榻旣眠，外交総長一席，当國際之要衝，為國家所托命，關係何等重要，使非其人素行端方，為國民所信仰，為外人所敬服者，奚能勝任

に始まる電文は、要するに、唐紹儀を右の観点から批判して、その「学識凡庸，材知猥下」たる所以と、辛亥革命時期におけるベルギー借款にからむ不正事件を中心に「中外不許可之唐紹儀」である所以を縷述し、今回の北上には「外援」を頼んで「陰かに不軌を図る」疑惑ありとした後、

勳等与唐多属旧交，毫無嫌怨，使非万不得已，何肯遽事譏彈，務請我大総統俯鑒微忱，令勿就職，以取悉而歌之意，示愛人以徳之誠，則所全者大矣

と述べて「謹合詞，伏乞鈞鑒施行」とうったえたものである。それにしても電請の末尾に「儼竟不蒙明察，使其仍長外交，必至僉壬誤国，華夏蒙羞，則勳等於唐就職以後，署名簽押之件，勢必一律不敢開命，

とまで断言しているのは、その氣勢いかにも凄じい限りである。事態がここまでくれば、唐紹儀の採るべき途は外交総長の辞任以外にあり得ない。かくて、唐紹儀は

前此鼎雄柄国，顛倒輿論，仇視賢良，功罪錯亂，黜陟舛迕，甚至驕兵悍將，曠使干政，内外相結，上下交征，遺毒無窮，於今為烈，近如張勳盤扱徐州，形同割拠，弁髦中央命令，官吏由其任免，賦稅由其征收，近且搜集補逃，号召徒党，以背謬不法之言論，干犯国会尊嚴，以無稽之談，肆詆司法総長勒令解職，此種行為有開，必先搖動国本，甚非國家之福

という痛烈な張勳ひいて北洋軍閥批判の「辭職電」²⁰⁾を残して漂然南下したのであった。九月二九日、徐州張勳、南京馮国璋、南昌李純、蚌埠倪嗣冲、盛京張作霖、吉林孟恩遠、郭宗熙、齊齊哈爾畢桂芳、天津曹錕、濟南張懷芝、開封趙倜、田文烈、福州李厚基、蘭州張広建、張家口田中玉、上海楊善徳あてに、

時方多故，国紀陵夷，凡我同官，允宜淬厲精神，各尽職守，近閱迭次通電，熱誠所激，間有過情，道路伝聞，並有約期集議之舉，在諸公忱於時危，不覺情意迫切，越職而言，說者即不免出位之疑，設使相長成風，變本加厲，近之則起侵官之誚，遠且生鶴蚌之爭，言念前途，實深危險…，至於踰軌之行，舉非統一國家所利，諸公躬膺重寄，務乞以身率屬，共濟艱虞，實所企切

ついで三十日、上海楊以德、盧永祥、陳光遠、西苑李進才、馬廠李長泰、洛陽張敬堯、范国璋、蔡成勳、張樹元、濟南張某、武昌王金鏡、鮑貴卿の各師長、開封唐天喜、兗州施從濱、

鄭州徐占鳳の各旅長及び模範團長陸錦，天津廳長楊以德に対し，

軍人干政，万国所戒，權職攸分，紊之則亂，各師旅長，以治軍為專責，於国家用人行政，自不応越權參預，近聞上大總統有電，竟有該師旅長等聯名其中，殊背軍人之義…，至於私約會議，有淆聽聞，甚非国家之利，宜切戒之

という「告戒軍人干政電」²¹⁾が総理段祺瑞から発せられるに至ったのは，第二次徐州會議に結集した「十三省同盟」の督軍省長師旅長らの如上の「越權」「陰軌」の「干政」行為に対する警告であったことは，最早や贅言を要しないであろう。

(イ) 第三次徐州會議²²⁾は翌六年一月十一日，張勳，倪嗣沖のよびかけに応じて，その四日，馮國璋の誕辰祝賀に南京に參集した北方各省代表が徐州で開いた「久しく已に停頓して又復活」した會議であり，議題は「解決時局之弁法」についてであった。その結果，修改旧約法，解散国会，改組内閣之一部，改組總統府の四項目の実施を政府に電請する旨を議決し，十四日散会したものである。但し，「北洋軍閥統治時期史話^{第三編}」には，請總統罷斥“佞人”，取締国会，擁護總理，淘汰閣員，促成憲法の五項目を議決したとあり，その政治的狙いは段祺瑞派の徐樹錚，靳雲鵬，吳光新，曾毓雋，丁士源らの策動による「推翻總統，解散国会」に在り，「打撃黎和支持段」であったという。

当時，浙江湖南が相繼いで北方軍閥の勢力圏に帰しつつあった情況との結びつきに於て，譚人鳳は同志にあてて，

大局情形，実不勝滿目悲觀之感，中央則府院猜嫌，地方則強藩跋扈，民間則匪盜横行，議院則康梁派反对省制加入憲法，蓄意搗亂，近日徐州會議，且聯名威嚇元首，提議解散国会，排擠掛名国民党籍之閣員…，民党勢力，似將剷除尽罄²³⁾

と書送り，政局の前途を痛嘆しているが，馮國璋を領銜とした元日づけの北洋系督軍團の「擁護段祺瑞，威脅国会」²⁴⁾電などの動きに併考すれば，第三次徐州會議開催のもつ政治的意味は一段と鮮明となるであろう。

(ロ) 第四次徐州會議²⁵⁾とは民国六年五月二三日，天津から徐州に赴いた各省督軍らが張勳と会合した事実をさすのであるが，會議をめぐる政局の動きについて，孫毓筠「復辟陰謀紀実」²⁶⁾は概略次ぎの如く語っている。ちなみにこの「紀実」はもと民国六年七月十七日づけ「中華新報」に掲載されたもので，²⁷⁾孫毓筠自身

毓筠寓津年余，于逆党内幕知之甚悉，謹舉大略，布告国人

といい，又，七月二日，その全文を訳出送付した林權助公使も，²⁸⁾その資料的価値について，

同人ハ今回上海ノ新聞ヲ藉リテ「復辟陰謀紀実」ナル一篇ヲ發表セリ，之ヲ通読スレハ徐州會議ノ由来，石光司令官徐州訪問ノ前後ノ事情，陸宗輿ノ日本行内容，徐張乖離ノ内幕，段祺瑞免職，各省独立，天津總參謀處成立，徐世昌ノ大元帥行惱ノ情実等歷々見ルカ如ク節々肯綮ニ中ルモノ有之，参考ニ資スヘキ点不尠候

との高い評価を与えている。

さて，対独抗議事件の発生を好機到来とみた徐世昌は，梁啓超と「密議」のうえ，極力「宣戦」を主張し，総理段祺瑞に対しても，

此舉若成，得協約國為奥援，北洋勢力，定然增加，即公之地位，亦愈鞏固不搖

と説得，遂に「宣戦」を決意させた。ところが，好事魔多し，公民團の議院脅迫事件つまり「公民團請願事件」が惹起して段祺瑞内閣が解体，忽ちにして総理罷免の大總統令がくだっ

た。これに対し、天津に引上げた段祺瑞は「総理副署なき命令は当然無効」である旨を各省に通電、政局は俄然緊迫を告げるに至った。

ここに急遽、徐州「第三次之會議」が開催される運びとなった。

この會議に於て、張勳、倪嗣冲らは俱に

事已至此、非速行復辟不可

と、復辟速行を強く主張、「何人が発難し何人が嚮応するか」など起事の具体的手筈をも議定、さらに相互に

如有臨時退縮、或陰持兩端者、群起討之

と「当衆宣誓」し合ったという。かくして皖、奉、魯、豫、直、晋の諸省はそれぞれに独立を宣言し、軍隊の移動を開始するに至った。以上が「復辟陰謀紀実」の伝える第四次徐州會議の経緯であり、これによって我々は素描的ながら、張勳の復辟起事と第四次徐州會議との直接的関連性及び安徽など諸省独立宣言のもつ政治的いみを伺知できるのであるが、ここでは、まづ、段祺瑞総理罷免の導火線ともなった公民団議院脅迫事件のあらましについて「中華民國史事紀要（初稿）²⁹⁾」所収の諸資料²⁹⁾によりつつ簡単に言及しておきたい。

民国六年五月七日、國務院の咨送した対独宣戰案をめぐる、十日、その審議のため衆議院が全院委員会を召集した処、午前十時頃から象坊橋一帯に廢集し始めた数千の公民請願団と称する民衆が、陸海軍人請願団、五族公民請願団、政学商界請願団、学軍商界請願団、北京学界請願団、北京市民請願団等さまざまな旗幟をおしたてて国会を取り囲み、登院する議員に脅迫的「伝單」を手交、散布し「揺旗吶喊」して「宣戰を請願」、勢の趨く所、呂復、陳策、鄒魯、褚輔成、吳宗慈、郭同、龔政、劉冠三、戴書雲、江天鐸ら十三名の議員に暴行を加える不祥事件を惹き起した。

事態に憤激した衆議院側は「一致して先づ此事を解決するに非ざれば、宣戰案を議する能わずと主張」、午後二時三十分、委員会を大会にきりかえ、緊急質問を行うべく、総理と内務司法兩総長の出席を要求、当初出席をしぶっていた段祺瑞も九時漸く到院した。

だが、公民団側は彼等が「鼓掌歡呼」して迎えた総理段祺瑞をはじめ、警察總監吳炳湘や領袖議員らの説得にも頑として即時の解決を強要して譲らず、いよいよ暴言を恣にして氣勢をあげる始末であったため、遂に「理を以て衆人に退去を勸諭するも效無し」と判断した吳炳湘は、「公民の請願は熱誠」による「解散を強迫するは不可」とする段祺瑞に対して「猛烈手段を出すに非らざれば將に收拾に堪えざらんとす」と報告、馬隊の出動と軍警の発砲を命じた結果、さしもの「公民等も始めて一闘して散じ」深夜十二時に至って辛じて事態が鎮静し議會も解散するを得たのであった。以上が公民団請願事件の概略であるが、経過事情からみても、この事件が単に自然発生的乃至は偶発的事件ではなく、多分に意図的計画的事件であったことを推知させるものがある。げんに所謂公民団代表として、劉世鈞、張堯卿、吳光憲、趙鵬図、張仲芬、白亮、劉堅、史俊民、徐功金、孫熙沢、周勳錫、趙春霖、陳紹唐らの軍官、憲法促成会員を主とする十三名³⁰⁾が数えられるものの、背後の事実上の演出者としては、当時すでに、段祺瑞の腹心たる徐樹錚はじめ靳雲鵬、傅良佐や倪嗣冲、段芝貴らの名が囁かれていたのであり、事件の政治的性格に関しても、

至於演此一齣戲之内幕、則外間揣測頗多、皆決為有人画策…記者未能指出、實不敢断言、然其抄襲袁世凱拳統、做皇帝兩篇成文、合而為一、則明明可見³¹⁾

と論評され、袁世凱の故智に倣ったものと総括されていた。右にいう袁世凱の故智とは、被

段議員たる鄒魯、輿政らの「通電」³²⁾に、

查公民団之發現於民国者，計共二次，其一則民国二年田務議會，選舉大總統，因而国会非法解散，約法非法修改，共和於是云亡，其二則民国四年，公民団請願帝制，洪憲以生，帝國於以發現，莫不知此等公民団發蹤指示者，為弄權之喪世凱，今第三次之公民団，以少数高級軍官，當場指揮乞丐流氓，事前從容布置，事發不加干涉，嗟乎！前事不忘，後事之師，恐此不祥之公民団復現之日，又為民国国基動搖之日

とあるところに明らかであろう。

ところで、対独宣戦案の即時可決を要求したこの公民団請願事件は、当然のことながら逆効果を齎す結果となった。すなわち事件の翌十一日、民党系四総長一外交総長伍廷芳、司法総長張耀曾、農商総長谷鍾秀、海軍総長程璧光³³⁾が、例えば、

今日忽聞有自称公民者数千人，包圍議會，叢殿議員情事，不勝駭詫，此等現象，殊非立憲國家所宜有，鍾秀忝列閣員，於此事發生，既莫究所由来，更安測其底止，艱危莫補，負疚滋深³⁴⁾

との理由で引責辞職を表明、十九日には衆議院が國務院の二度に及ぶ「從速議決」の咨請に対して、

内閣閣員現已多数辞職，主張此案暫行緩議，俟内閣全体改組，再行討論

という褚輔成の動議を賛成多数で可決、対独宣戦案の審議を擱上げする³⁵⁾に至った。他方、在京の督軍団も、例えば、趙倜、閻錫山、孟恩遠、張懷芝、倪嗣冲らが公民団事件を「不法」「違法」の行為であり「実に遺憾」としながらも、政府には関係なしとして、極力、段祺瑞を弁護しつつ「外交問題」の「從速解決」を衆参両院にうったえ、³⁶⁾又、李厚基、曹錕、田中玉、孟恩遠らが中心となって、十四日、英俄日比意美法各国公使を招宴し、席上、

政府願加入協商国之意見，現在不過一時之停頓，俟議會疏通妥協，即可表決等情を声明³⁷⁾するなど、内外にわたって活潑な動きをみせたのであるが、衆議院が宣戦案「緩議」を決定するに及び、十九日、孟恩遠、王占元、張懷芝、曹錕、李厚基、趙倜、倪嗣冲、李純、閻錫山、田中玉、蔣雁行以下二十三名の連署を以て、大總統に対し、正式に国会解散を呈請³⁸⁾するに至った。

呈為懇懇改制憲法，以清政紀，而維國本事に始まり

恩遠等忝膺疆寄，与国家休戚相關，興亡之責，寧忍自後於匹夫，垂涕之言，伏祈鑒察，無任激切屏營之至，謹呈大總統

に終るこの呈文で、二十二省の督軍が指摘する「解散国会」の論拠は次の通りである。

まづ、

竊維國家賴法律以生存，法律以憲法為根本，故憲法良否，實即國家存亡之根

と國家基本法としての憲法の重要性を前言した後、目下、憲法會議二読会と審議会を通過した憲法条項について

- 一. 衆議院有不信任國務員之決議時，大總統可免國務員之職
- 二. 解散衆議院，惟解散時，須得參議院之同意
- 三. 大總統任免國務總理，不必經國務員之副署
- 四. 兩院議決案，与法律有同效力

の四点を指摘して「震悚異常」と批判、これに詳細な反論を加え、かかる憲法にして一旦施

行されるとなれば、

此等憲法破壊責任内閣精神，掃地無余，勢非舉内外行政司法各官吏，尽数變為議員僕隸，事事聽彼操縱，以暢遂其暴民專制之私欲不止

という結果を招き、慘澹經營，漸くにして構成しえた「共和の局面」も「專制の権」彼等議会の掌握する処となり、「國家は直ちに已に少数暴民の手に淪胥す」るに至るであろう。「良妥の憲法」を作るためには、この際、抜本的改正を計り善後策を講ぜねばならない。このままに放置すれば、三読会終了次第、憲法会議の手で即日公布という容易ならぬ事態となる。

恩遠等觸目驚心，突不忍坐視艱辛締造之局，任令少数之人，倚法為奸，重召鉅禍，欲作未雨之綢繆，應權利害之輕重，以當事与国会較，固国会重，以国会与国家較，則國家重，今日之国会，既不為國家計，是已自絶於人民代表資格，当然不能存在…惟有仰懇大總統權宜輕重，毅然独断，如其不能改正，即將參衆兩院即日解散，另行組織，俾議憲之局，得以早日改圄，庶幾共和政体，永得保障奔世，人民重拜厚賜

つまり、「今日の国会」は國家の計を為さざる人民代表の資格なき「少数暴民」の「倚法為奸」の場にすぎぬと酷評して、その「存在」を否認し、大總統黎元洪に対して審議中の憲法草案「改正」への毅然たる独自の決断を促し、もし不可能とならば、參衆兩院を「即日解散」して別途に制憲機関を設置せよ、と迫ったわけである。

だが、督軍団の要請に対する黎元洪の回答³⁹⁾は、約法上總統に国会解散権なしであったばかりでなく、二十三日には突如として段祺瑞の國務總理罷免令すら発布⁴⁰⁾された。かくて、憤激した督軍団は直ちに徐州に參集、張勳を中心に対抗策を協議するに至った⁴¹⁾のである。

(6) 以上が所謂第四次徐州會議に至る政治的推移の概略であるが、「復辟陰謀紀実」⁴²⁾はさらに、この徐州會議をうけて倪嗣冲らが中央離脱を宣言した後、天津に「総參謀処」なるものが設立された。然し、徐世昌と張勳の対立で内紛が起り、結局、計画は「曇花一現」に終わったという注目すべき事実を伝えている。即ち、当時天津にいた北洋系軍人と交通系研究系政客が、徐世昌の「授意」で総參謀処を組織し、徐世昌を陸海軍大元帥に公推して、臨時政府の結成と臨時議會の召集を企て、独立各省に通電すると同時に錢能訓を徐州に派遣し、その旨を張勳に計り賛同を求めた。然し張勳は

徐(世昌)將奪其垂成之功，對錢能訓力斥此舉為不合時宜，親擬覆電，有此等弁法，異常荒謬，万難贊成之語

と、真向から強硬に反対を表明、ために徐世昌は「憂憤疾と成り、閉門謝客」し、梁啓超ら研究系も「須らく共和国体及び立憲政体を保持すべし、否らざれば敢えて与り聞かず」と声明するに至った。なお、総參謀処開幕の当日、張勳代表の雷震春と張鎮芳の両名が「甬めて復辟の二字に言及」したため、議場は断乎反対する段祺瑞派の吳中英らと殴り合いをみる迄の大混乱に陥り、段芝貴の懸命な仲裁で漸く收拾されて解散となったが、以後は再び開会されることはなかったという。

孫毓筠は如上の経緯を総括して

総參謀処之所以僅僅曇花一現者以此，而張勳之所以失敗者亦以此

といい、且つ復辟をめぐる張勳と徐世昌の姿勢を対比して

主張復辟最力者，本為徐世昌，張勳，倪嗣冲等，而徐与張相差之点，即一在必經過種種手續，由曲綫以達其目的，一在簡直了当，以趣其目的

と論評しているが、事情はやがて後述に於てさらに明らかとなるであろう。そこで、以下、

所謂天津總參謀処の設置に関する経緯について少しく考察を加えたい。

所謂天津總參謀処は正式には「各省軍務總參謀処」⁴³⁾とよぶが、六月二日設立され、六月二日解散⁴⁴⁾するに至ったもので、日時の点からも張勳復辟クーデターとの関連を思わしめるが、「中華革命党総務部關於天津參謀処之通訊」⁴⁵⁾は二日発の「雷震春通電」をかく伝えている。

黄陂繼任後、中央政務日益叢脞、居不負責任之地、事事干涉破壞、内閣制度聽信群小、排斥正士、暴民盤居議會、与府中勾通構煽、劫奪政權、約法偏弊、窮於救済、共和国体竟成專制、近則外交重案、種種切持憲法条文、變本加厲、内之将有分崩離析之虞、外之已成四面樹敵之勢、若不急図、国將不国、現在直魯皖豫浙奉陝各省、業已宣佈脫離中央、並已出師力任改革、於京畿近地設立總參謀処、推震春暫為主持出師、各省意在鞏固共和国体、另訂根本大法、設立臨時政府臨時議會、其詳細弁法、当與各省公同商訂、但求有利於国、決非有他…

又電云、震春承推任總參謀、茲於六月二日就職、並於天津河北中州會館設立總參謀処、嗣後公文函電、請逕寄該処為盼

この通電によって、五月二十九日、中央離脱を宣言した北洋系七省が「出師して改革を力任」すべく、河北中州會館に各省軍務總參謀処を設立、六月二日、雷震春を總參謀に任じたこと、設置の趣旨は共和国体強化のために「根本大法」即ち憲法を另訂して臨時政府、臨時議會を組織するにあったことが伺知できる。さらに「中華新報」⁴⁶⁾の報ずる処によれば、計画の「暗中主持者」は徐世昌と段祺瑞の両者であり、汪大燮、梁啓超、李經羲、段芝貴、孫宝琦、熊希齡らがその「副參謀」、以下、曹汝霖、陸宗輿、葉恭綽、張鎮芳、張国淦、徐樹錚、曲同豊、湯化龍、王蔭、靳雲鵬らが「奔走籌画最出力之人」々であり、これに梁士詒、楊度、湯漪銘、陳宦、倪嗣冲、倪毓棠及び晉奉魯汴各省代表が参加していたという。三日開会した彼等は「国会解散は已に問題とならない、むしろ黎元洪に總統退位を請うのが却って直截了当だ」として、審議の結果、

(一) 總統退位仍居北京

(二) 推徐世昌為大元帥

(三) 組織臨時政府、段祺瑞為總理、外交曹汝霖、陸軍段芝貴、海軍湯漪銘、財政梁啓超、内務錢能訓、教育范源濂、交通葉恭綽、並以江朝宗為北京監察使

(四) 招集研究会・討論會及各帝制系議員、並屬各省加派代表二人、組織臨時議會

の四大綱を議決した。ところが、徐世昌は了承したもの、段祺瑞が弁法早急にすぎ穩当を欠く、元首退位は西南各省の反対を必至とするとの二点で難色を示し、むしろ黎元洪を擁して天下に号令するに如かずと主張したため、事態は一頓挫を來たした。「中華新報」はその裏面の事情に就て、

實則主張徐世昌為大元帥者、係復辟派之一種過渡行動、待布置停當、即揭出鞏固共和之仮面目、請宣統登位、而輒以徐世昌為監國、内閣則一仍其旧、段派之人物、則以段氏之資格、坐定一大總統、而忽授於人、於心亦不願、頗暗中反对、然復辟派之進行仍烈、将来兩派或有内訌之勢、亦未可知

と報じ、徐世昌をかつぐ復辟派と「暗中反对」する段祺瑞派との対立とみているが、徐世昌の政治意図を「一種過渡行動」と論評している点は前記、孫毓筠の敘述や後述の所論に併考すれば、なかなか正鵠を射た指摘と云えよう。一体、天津總參謀処に集結した構成分子は

上述の顔ぶれからも推測される如く、

- (一) 武人派、即七省之督軍、与退伍之賦間軍官等
- (二) 陰謀派、以某賢人為領袖、而某某議員副之
- (三) 帝制派、如段芝貴、曹汝霖、朱啓鈴、張鎮芳等
- (四) 復辟派、楊度為中堅、某聖人、某相國、某省長、皆預聞其事

の四派⁴⁷⁾からなり、それぞれに「宗旨」を抱いていたというが、例えば六月六日の「密議」⁴⁸⁾で復辟を主張する陸宗輿と共和維持を主張する湯化龍が大衝突をし、七日の秘密会議⁴⁹⁾でも復辟論を「大倡」する雷震春と之に反対する研究派、交通系とが「互揪互打」する紛糾を惹起した処からも想見できる通り、問題の焦点は、やはり、復辟か共和かにあったとみるべきであろう。

かくて、内訌の挙句は、段祺瑞グループと研究派及び交通系がいつれも、徐世昌をかつぐ帝制派、復辟派と袂を別ち、二十一日、遂に雷震春の名儀で天津総参謀処は解散を声明⁵⁰⁾するのやむなきに至ったのである。

なお、徐世昌らが天津総参謀処を解散するに至った事情には以上の如き内在的理由の外に、当初、曹汝霖、陸宗輿を通じて期待していた日本アメリカ両国の援助が不調に終り、逆にアメリカから

宣戦与否為第二問題、而以継統政治上之統一為最大希望

との勧告⁵¹⁾をうけたばかりか、駐津各国領事団からも総参謀処取消決議をもって解散⁵²⁾を迫られるという外交的要因が大きく介在していた事実も、同時に看過されてはならないであろうが、この問題をめぐっては徐世昌、張勳と日本との関係を中心に後節に於ても言及することとしたい。

(二) 張勳と宗社党

宣統帝の復辟をめぐる張勳と宗社党の関係については、「丁巳復辟記」⁵³⁾が、宗社党の立場から

辛亥国変以后、遺老旧臣、志図興復者、有升公允（字吉甫）劉公廷琛（字幼雲）沈公會植（字子培）王公乃徵（字病山）胡君思敬（字漱唐）陳君毅（字貽重）温君爾（字毅夫）及伯兄曾寿（字仁先）等、六年以来、奔走籌画、未曾一日懈其志、而諸將中可与謀者、唯張勳一人

と述べて張勳の名をあげ、「人となり狡猾で意見游移して不定」の馮国璋との比較に於て「其の故主に恋恋たる、実に真誠に出づ」と人物評価をした後、民国五年六月九日の第一次徐州会議以前における張勳の復辟運動の動静について、

癸丑三月、曾与劉公幼雲等、密謀發難于濟南、事泄而止、及二次革命起、復約國璋按兵不動、以要袁氏復辟、国璋不允、又不果、袁氏既死、其志愈決、日与諸公密相計議と注目し値する事実を伝えている。

ここにいう民国二年春の濟南起事に関しては「丁巳同難図記」⁵⁴⁾に次の敘述がある。

先是、壬子夏恭親王建謀青島、因劉大臣及余（陳毅字貽重号郇廬）奔走于張公軍間、期以癸丑之春挙濟南、而集議于潛樓、潛樓劉大臣所居、因以自号者也、王飴山宝田自兗州、葉菴自天津皆來会、而余与于文和公式枚主草檄、事前泄、濟南大震有備、檄為袁世凱所得、佯不省、而南寇適起、其時姓初為馮公国璋上客、陰有勤王之志、策聯張公為援、于是馮公

薦張公同大舉南征，張馮之交親，而世凱疑憚甚，百計搆問之，退廬乃自江西來謁張公，于文和則主南結岑公春煊以倒戈于世凱，余亟贊之，而潛棲持異同…卒不得當，會島謀畢露，世凱遣使偵恭王，將不利于劉，兼及于余

即ち、壬子^{一九一二年}夏、恭親王が青島で復辟の謀をたて、劉廷琛、陳毅らが張勳に働きかけて、癸丑^{一九一三年}春、済南で起事すべく、王宝田^出、温肅^罷も参集、陳毅、于式枚が檄文を起草した。ところが、ことは未然に洩れ檄文は早くも袁世凱に入手されて了っていた。そこで偶々第二革命の勃発に乗じ、胡嗣瑗は張勳との提携による「大舉南征」を馮国璋に建策したが、これ又、袁世凱に阻まれ、さらに胡思敬が張勳に、于式枚が岑春煊に働きかけて、袁世凱打倒を策したものの、劉廷琛の異議で内部が対立、かくするうちに、恭親王の青島での密謀が暴露され、遂に袁世凱弾圧の手が延びてこと失敗に終わったというのである。この間の事情については、陳曾矩「郇廬遺文序」⁵⁵⁾にも、

時張忠武公勳由金陵退軍兗州，君与于文和式枚，劉文節廷琛，胡侍御思敬諸君子数往来謀議，癸丑春将合済南軍北上討賊，事洩而止

とあり、恭親王溥偉、于式枚、劉廷琛、陳毅、温肅、胡思敬らが青島で起事を密謀し、張勳と「出兵計劃」を議定、張勳はさらに胡嗣瑗、温肅を派遣して馮国璋に勸説、兗州鎮守使田中玉をも引入れようとしたが、馮は袁世凱の勢力を礙れ敢えて動かず、田中玉は誇大に袁に密告した。その結果、袁世凱は即時兗州済南間の鉄道を遮断し張勳部隊の北上を封じて了ったという。

記述の内容に多少の相違はあるものの、以上で、癸丑の春における済南起事と張勳とのかかわりが明らかになったと思う。

次に注目されるのは、袁世凱帝制事件の際における復辟運動と張勳の動向である。

その間の消息について「丁巳復辟記」は、

当袁氏盛時，力足控制一切，諸人雖懷興復之志，苦于無隙可乘，及称帝議起，其腹心爪牙頗有携贰，復辟之機，遂動于此矣

と述べて、劉廷琛らが張勳と連絡、胡嗣瑗が馮国璋に働きかけを試みたことを記した後、袁氏既建号“洪憲”又為内外所逼，下令取消，威信全墮，胡君乘機以实行復辟，進言于馮，馮諾之，遂有勸袁退位之電，電中有願全名義云云実寓復辟之意，又親筆致書于張勳及段祺瑞謀之，段氏亦袁氏之親信而中途携贰者，得馮函，遽以示袁，袁大怒…然馮為人狡狴，左右多新党，意見游移不定，其后既得副總統，意遂大变矣，張勳則不然，其恋恋故主，突出真誠…袁氏既死，其志愈決，日与諸公密相計議

と伝え、袁世凱の「称帝」とその失敗から死去前後に於ける復辟機運の動きを馮国璋と張勳との結びつきで略述しているが、⁵⁶⁾ 当時の動静をさぐる恰好の資料としては「胡嗣瑗致馮国璋函^{二九一六}」⁵⁷⁾と「胡思敬致劉廷琛函^{二九一六}」⁵⁸⁾がある。まづ、胡嗣瑗書簡は民国五年五月の南京会議の議題となった馮国璋「東電八条」の前提案たる四月十八日通電の「和議条件」八カ条即ち、(一)元首不退位 (二)適用民国元年約法 (三)改訂憲法 (四)大赦党人 (五)赦懲奸党 (六)重組国会 (七)撤回四川湘北軍 (八)南北軍混合編制とりわけ、袁世凱の「元首不退位」問題をめぐる宗社党復辟運動の動静をさぐる好資料であり、その内容は以下の通りに要約できよう。冒頭、

大帥鈞鑒…前在審披滌愚衷，謬陳大計，承公毅然決議，促即往聯徐州，郭汾陽，李西平再造王室之功，将于公復見之，同人敢在下風，頂祝欽仰，回滬后敬候進止，詢已經旬，忽見

報公主持和議八条通電，与前者所談不合，新旧兩派同時頗有違言，未測其由，無從一為解

釈
に始まり，中ごろ，

窃維今日情勢，衰斷不能復保地位，我公亦豈能与革党相合，革党本無實力，又豈能復盛以禍中国，如非復辟，安有救亡上策，此舉既合天理人心之正，亦為天時人事所趨，早經洞鑒，逡追隨已久，窃聞高論，夙仰忠誠至矣，數年積憤，今日甫有獲申之望，行將撥雲霧而見青天，若以青木一言，既墮成謀，決非我公本意… 不知青木所曉曉，余非其政府真相也，吉帥因公決議而啓行，因公變計而中止，則是大計垂成，由公頓挫，璦等失信不足論，以公威望而失大信，天下后世，將謂公何

とうったえ，最後に，

宗方既能以巨款接濟吉帥，又能与其政府直接通電，如公对于青木所以前后兩岐之故，刻猶不能無疑，可否即由璦約同宗方來審，而為接洽，并屬其攜帶与政府往来通電密碼，在璦電其政府，并告吉帥以积前疑，而定大計

と結んで馮の「示復」を乞うたものである。文中，青木とあるのは一月二三日來華した陸軍中将青木宣純⁵⁹⁾をさし，吉帥とは升允⁶⁰⁾，宗方とは宗方小太郎をさすが，鄭孝胥「丙丁日記」⁶⁰⁾によれば，四月四日^{癸卯}張勳が復辟を宣言して王宝田，商衍瀛を上海に派遣し，青木宣純に借款と武器援助を申入れ，同日，康有為は上海周報に「復辟論」を發表，又，四月二日^{辛酉}には升允が復辟起事を謀るべく近く奉天にむかう旨の記載がある。胡嗣瑗書簡はそうした政治動向と関連したものであるが，前述の「丁巳復辟記」の記述に考査すれば，当時馮国璋が胡嗣瑗を媒介として宗社党の復辟運動に深いかかわりを持ち，従て，四月十八日の「和議通電」は宗社党にとって明らかに馮の重大な背信行為であったこと，そして，その動機には青木の「復辟は尚お其時に非ず，目下恐らくは賛助し難し」とする日本側の意向が介在していたらしいこと，だがこの点，宗方らの伝える日本側の姿勢と喰違いがあったこと等が指摘される。いづれにせよ，復辟運動の成否に日本の政治動向が微妙な影をおとしていた事実は十分に留意されて然るべきであろう。

つぎに，胡思敬書簡は六月六日^{癸卯}の袁世凱死去直後における復辟計画失敗の経緯を語る好資料であるが，「丙丁日記」によれば，六月七日^{癸卯}に，瞿，陳，李，梁，鄧⁶¹⁾らが北京に打電して復辟を要請且つ各國公使にも同様の趣旨を分電したという姚賦秋⁶²⁾來函が記され，又，八日には升允が濟南で張懷芝と復辟を計画，日人某が馮国璋，張懷芝が復辟起事すれば塩政余款二千万を兵餉として提供すると語ったこと，姚文藻が南京，徐州，青島に赴いて起事を画策，これに鄭孝胥が助言を与えたこと，張勳が馮国璋と結んで起事すべく王宝田を南京に派遣したことが記され，さらに，十二日^{辛酉}の条には，馮国璋，張勳らが已に一致して「龍旗を擧ぐるに決し，十五，十六日に復辟を宣布する」という梁星海の言葉を伝えており，当時の宗社党の色めきたった復辟氣運が伺われる。ところが，それも所詮は一場の夢に終わった。何故か，その間の事情について胡思敬書簡の語る処は大凡そこうである。一南京で張勳派遣の王宝田と「歛然聚商」した胡思敬は王と同道，馮国璋に面会し起事方策について陳述した処，馮は「慨然として承諾」，とりあえず一旅を先發して兵餉四十万を救援「張勳の抵京をまって，さらに兵五千を率いて北上，協同して後路を処理する」ことを約束，ついで，

要弁即弁，事無猶疑，臨時如發生別項困難，亦不能過于多慮，只好冒險為之，隨機応付

といい、王宝田の要請で張勳にあてた親書にも、

舎此別無弁法，宜以兵力直搗北京，惟事不宜緩，機不可失，当用迅雷不及之手段
と書送る積極さであった。当時、張勳は「保衛宮禁」の名目で麾下部隊二十營を北京に送る
計画であったので、干渉を避けるため、青島の日本軍司令部にも諒解をとり、得意満面、張
勳報告後の王宝田の吉報をまった。ところが、詎んぞ知らん、二時間後帰寓した王宝田は
「神色沮喪」のうちに

態度全非，宗旨大變，前數日委託之語，均一概抹煞

と、全くさま変りした張勳の態度を語り、同時に、

并無此意，來語何所見而云然？

という「詞甚だ悍厲」な馮国璋あて張勳返電をも伝える有様であった。かくて、

此事遂作一小結束，而三四年來夢寐不忘，及十數同志所屬望甚殷者，至此始揭開假面，復
婦泡影，天乎！天乎！尚何言哉？！

と痛嘆するの余儀なき結果に終わったのである。それにしても、前後僅か三日の間に張勳は何
故かくも態度を急変させたのであろうか。胡思敬はその理由を、袁世凱の死去に「驚惶」し
た張勳が一旦は慌てて馮国璋に「求助」したものの、倪嗣冲が段祺瑞の意をうけて萬繩杖、
吳吉人、李慶璋ら張勳側幹部を買収、馮国璋が張勳の主張を拒否したとのデマを流すなど切
り崩し工作を行ったため、保身の立場から張勳が急遽「前議を取消し」「一致擁黎」を表明
するに至ったものと推論している。ちなみに、同書簡の末尾に於て、胡思敬が

総縁我輩不能自立，認賊作友，將畜作人，今惟有求己之一法，務望迅即轉商士英先生，⁶²⁾
宜自為計，勿再天天望人也

と自己批判を行っている点は、彼等の衝撃の深刻さを物語ると同時に、馮・張らの力に頼っ
て復辟の推進を意図していた宗社党の現実の姿を露呈して、いかにも哀切である。

以上が「丁巳復辟記」に所謂「実に復辟の嚆矢なり」とされた「丙辰六月の徐州會議」即ち
第一次徐州會議開催に至るまでの政治背景としての復辟運動の概略である。

ところで、第一次、第二次徐州會議と復辟運動とのかかわりに関しては「復辟陰謀紀実」に
次の如く詳述されている。曰く、

當去歲袁氏帝制失敗之日，西南諸省不肯罷兵，迫促退位之電，一日數至…時徐世昌任總理，
密與張勳，倪嗣冲輩電商實行復辟，謂民黨相迫至此，不如以大政掃還清室，項城雖退位，
仍得居總理大臣之職，領握政權，議定后，由梁士詒，張鎮芳等，向清室再三商懇，卒被拒
絶，外交方面，亦迭次遣人刺探，未能遽得同意

と、まづ、袁世凱帝制失敗時点における徐世昌、張勳らの復辟動静を記した後、

袁氏既歿，南京徐州迭開會議，均將復辟一事列入議案，及袁氏櫬輿回彰德時，北洋軍人首
領咸往致祭，又曾秘密會議，由徐世昌主席，提議復辟，在場諸人，一致簽名贊成，其后徐
州第二次會議，表面雖為反对民黨閣員及国会，内幕仍為計畫復辟進行手続，到會諸武人中，
以倪嗣冲主張為最激烈，張勳屢以機會未到為言，反遭倪之斥責，最后決議，一俟運動某国，
得其同意，即刻舉行，事為某国軍人探知，其天津駐屯軍司令某小將，即由朱家宝作書介紹，
赴徐面謁張勳，力勸速弁復辟，且謂該国陸軍，亟願設法援助，同時，肅王善耆及蒙匪首領
巴生〔札〕布，亦皆派有代表來津，經某国軍人介紹，与朱家宝，雷震春，張鎮芳等接洽，
謂某国已以最新鎗械接濟蒙古，開春后，准大舉南下，雷震春允為運動張家口軍隊，屆時嚮
応，旋赴徐州，蚌埠与張・倪約定，俟蒙匪至張家口時即借防守京師為名，派兵北上，擁戴

宣統復辟，并以所議弁法，密電張作霖，要求屆期一致行動，幸蒙匪數為官軍所遏，卒未得抵張家口，此策遂歸無效，否則復辟事實，早發現于數月以前矣

と。以上，文中に，某国とあるのは無論，日本であり，天津駐屯軍司令某小將とは石光真臣をさすが，これによって，袁世凱葬儀の際，彰徳で徐世昌の提案による「復辟」を北洋系督軍らが早くも「一致簽名賛成」していたこと，つづく九月の第二次徐州會議に於ても，「内幕」では「復辟進行」問題をめぐり，時期尚早論の張勳と急進派の倪嗣冲とで激論がかわされたものの，結局，日本の同意を得次第「即刻挙行」するに決定したこと，石光真臣小將が日本陸軍の「設法援助」をもって極力，張勳に「速弁復辟」を促したこと，さらに，当時行動を開始していた宗社党第二次滿蒙獨立軍⁶³の肅親王，巴布札布王の使者が日本軍人の紹介で朱家宝，萬繩杖，張鎮芳らと会合，巴王軍の張家口侵攻時点で，張勳，倪嗣冲が之に呼応し，「防守京師」の名目で北上，「宣統復辟」決行の「約定」がなされ，奉天の張作霖とも「一致行動」が密約されていたこと，巴王の滿蒙獨立起事が失敗したため，こと不調に終わったものの「否らざれば復辟の事實は数ヶ月以前に發現していた」であろうこと等が何知できる。なお，右にいう「某国に運動しその同意を得る云云」に関連して少しく言及すれば，「丙丁日記<sup>西曆十二月二十日
一九一七年十二月十三日</sup>」に，鄭孝胥，劉廷琛^{劉廷琛}らが博多丸で日本にむかう升允を見送る記事の個処で

聞幼雲言，張勳將使陸宗輿赴日商復辟事，乃徐世昌，楊士琦，梁士詒等之謀也，吉甯甚不悅，余曰，所求復辟，苟可達，当再函其后耳<sup>西曆十二月二十日
一九一七年十二月十三日</sup>

と，張勳，徐世昌らによる復辟計画の一環としての陸宗輿対日派遣の事實が記され，又，別の個処にも

姚斌秋來書，升吉甯到東京，十日未見寺内，而日人以專車迎陸宗輿，恐升之謀將敗<sup>丁巳年
三月八日</sup>）

とある。ここにいう陸宗輿の対日派遣については，「復辟陰謀紀実」に詳述がある。曰く，陸宗輿之赴某国也，報紙喧伝謂為運動某国政府贊助復辟，嗣經秘密調查，知陸此行陽為收領交通銀行借款，陰實奉有徐世昌之命，試探某国政府于復辟之意向，并携有徐自擬之復辟条件，其内容大致如下，（一）擁戴宣統復辟，（二）設輔政王一員，代皇帝執掌政權，以曾官大学士軍機大臣資格最高之漢人充之，（三）輔政王由皇帝勅任，十年一任，但得聯任，（四）皇后由漢大臣之女聘充等語，另有与某国協商条件，如某国政府肯出力援助，復辟事成后，願以兵工廠合弁，及軍隊警察一部分之管理權為酬報。

陸臨行時，曾過徐州以此条件面呈張勳，請其核定，張閱竟，怒形于色，謂陸曰，似此条件，祇為成全徐某一人名富貴，于清室有何利益？若論地位資格，輔政王一席，我亦有分，何独徐某！陸悚然不敢置詞，臨行時，索条件底稿，張云，此稿須留在我衙門存案，不能還君

及陸抵某国，謁首相，不得見，晤内相某，略探意旨，答，此系中国内政，他国何能干涉？竟不得要領而返

津滬兩処遣老聞之，以陸此行，外交未能弁妥，咸咎徐用人之失当，張，徐兩人意見之不合，實根于此

と。ことは更に「丁巳復辟記」にも，

自袁氏死后，徐世昌即賦閑居，黎氏雖曾請其出任總理，徐以位分素尊，不願受黎之令，乃謀復辟，欲自居輔政王，總攬大權，並立其女為后，其党有陸宗輿，汪大燮，錢能訓輩与于

密議、曾商之張、為張所拒、使汪陸至日本、冀借日本之力以成其事、亦不得要領而帰とあり、これを後論する林権助「わが七十年を語る第八十七卷」⁶⁴⁾などに併考すれば、事情は可成りに明白となるが、日本の支援に借りて実現せんとしたその政権構想が、徐世昌自身を摂政王とし、自己の娘を皇后に擬する含みでの「宣統復辟」論であったことは否定すべくもない。とすれば、

蓋張謀復辟、実出忠愛之意、徐世昌則純為己図、張所与謀者多正人、徐党則多邪佞とまでは断定できぬとしても、

此二派外相聯而内実不合也

とあるのは、たしかに鋭い指摘と云えよう。最後に所謂第四次徐州会議をめぐる政治的経緯であるが、これに就ては、既述した「復辟陰謀紀実」にいう徐州「第三次之会議」のほか、「丁巳復辟記」に次の記述がある。

督軍借憲法要求解散国会、不得報而計窮、乃皆奔赴徐州、求救于張、張不甘為段氏用、段屢督促、延不赴召、衆督軍之過天津也、洩雷震春、張鎮芳与俱…衆曰、彼之宗旨固在復辟、余等助之復辟可也、二人遂允偕行、既至徐、群欲張為之洩憤、張以淡漠待之、時免段祺瑞總理之令已下…張出京電相示、衆愈譁、張徐語之曰、諸君既欲洩憤、則非兵力不可、然以何名義而興師乎、既無名義、則只得聽之耳、遂起入内…久之未至、衆排闥徑入、謂張曰、公意必在復辟、余等誓從公后、張曰既若此、大善、然此事非空言、且須堅定不渝、衆曰諾、乃皆定約署名而散、大旨分三部進行、一解散国会、二迫黎退位、三復辟、衆既帰鎮、遂紛紛獨立矣

つまり、第四次徐州会議における張勳の復辟起事計画は本来、倪嗣冲ら七省独立宣言の動きと密着連動したものと推測されるのであるが、この事実はさらに、段祺瑞の総理罷免を好機到来とみて起事を進言した劉廷琛、胡嗣瑗に対する張勳の対応態度からもさぐりうる。即ち、皖省独立の前日、突然の招電をうけた劉、胡の兩名に対し、張勳は

張謂劉公曰、此事必須入都舉弁、擬借調停之名而入、已示意于黎、若得一命令相召、尤便、然無令余亦決行也

と決意を語り、ついで黎元洪の要請で北上に決すると、劉廷琛に

張囑劉公先一日入都、通意于宮中、自言過津不停、徑入都、即發表

と伝言、劉はその旨「各師傅に密告」したとあるのがそれ⁶⁵⁾である。ところが、この時、日本人某から「げんに美国警告の事あり、よろしく稍や從緩すべし」との勧告があり、張勳が即時の起事を見送るに至ったため、痛憤した劉廷琛が張の「欺君売友」を詰責するという結末となった。⁶⁶⁾

事態を憂慮した胡嗣瑗らは、あく迄初志を実現すべく張勳の説得に努める一方、萬繩杖らと起事の対策を講じ、各省督軍に働きかけて一齐に李経羲内閣⁶⁷⁾反対の烽火をあげさせ、政局の混乱に乗じて復辟を決行しようと企てた。天津遺老に代り、陳曾寿⁶⁸⁾が張勳に奮起をうったえた書簡⁶⁸⁾に曰く、

少帥賜鑒…義師入都、復睹司隸、万衆歡迎、人心可見、惟今日統一之局已經破裂、牽就調停万難息事、非申明大義、復子明弁、不足以鎮服頽危、黎公兩受迫挾、命令皆非自主、信用全失、非辭職不足以謝天下、河間繼任、亦難一致承認、且已辭副總統之職、總統一席、屬之誰何、大位久懸、危亡可待、内蒙獨立、龍旗已樹、東省聯合進兵、勢難中止、乱党勾合東南、行將蠢動、若復依違兩可、必致進退失拋、推倒約法而仍以奉守約法為辭、逼迫總

統而仍以擁護總統為名，破壞共和而仍以保全共和為職，自相矛盾，何以自解，乱党声罪致討，彼持有故，我出無名，直壯曲老，客主易位，相見疆場，兵士何由用命，是故今日非断行復辟，更無立足之地，称兵各督，已与乱党結不解之仇，非帰命朝廷，依附義旗之下，無以自處…若断行此舉，中央鞏固，内蒙東省足為屏蔽，河間穩健不能有所異同，即粵省為乱党所勾合，龍軍足以牽制，陸干卿亦有故主之思，必能与公一致，川省内閣，自保不暇，滇黔兩省，形格勢禁，并無實力，是公進有万全，退無一是，進有不世之功，退有不測之禍，孰得孰失，不待智者而決矣…公忠義性成，智勇兼備，順逆之勢，了然于心，必能陞日迴天，功高郭令，無待某等之嘖嘖，惟是君父人人所同，淪胥禍有与共，義声所激，不敢嘿爾，黎公仁賢，可謀晚盖，李仲軒世受國恩，此次入都，義取排解，必不至別有希冀，貪旦夕之虛榮，致身名之俱裂，且各省皆不贊成，勢已難成事實，至于恐危及皇室一層，尤屬謬言，長此紛爭，陸沈在即，国且不存，優待何有，不為國家億兆奠磐石之基，而欲保須臾之安富尊榮，豈可得哉，某等踏海余生，莫効万一，旋乾轉坤，惟公倚賴，敢布腹心，伏希垂察

説き去り説き来る宗社党懸命の説得であり，必死の哀訴であった。ために張勳の意大いに動き，ついで上海諸公に代作の書簡を持参した陳曾壽に対し，張勳は沈子培，王聘三，李季高，鄒蘇堪，沈瑜慶らとの「共同商弁」を約し，かくして，五月九日²⁷沈子培，王聘三，康有為らの入京となり，翌十日には「虚君の制」に固執する康有為を除外した雷震春，張鎮芳，沈子培，王聘三らによる張勳宅での復辟クーデターの「密謀」をみるに至ったのである。

なお，張勳の復辟計画をめぐる，徐世昌は張勳入京の四月廿六日²⁵錢能訓を派遣して左の動き⁶⁹をみせたという。

胡君晴初晤之，錢謂徐氏極主復辟，並主復辟后，行國民投票之制，將較今之共和為尤新云云，胡君曰，東海既有此意，蓋不以書來，開明弁法，儘可從長商議也，錢見張致徐氏之意，言當重申十九信條，張不以為然，錢氏遂返津

未幾，又至京，所言已不同于前，謂復辟尚非其時，宜先設元老院，握國中最高之權，以徐，張，段，王，馮，陸等任之，並參民黨二三人入其中，張聞之，無所可否，但反對雜入民黨，胡君在張前，力破其議，遂罷

右にいう徐世昌の動きは日時の点からみて，天津総参謀処設置にからむ張勳との交渉の一駒と目されるが，ここに徐・張両者における復辟政権構想と方法論のズレが可成り明白に露呈されているかと思う。とくに，元老院構想—徐世昌，張勳，段祺瑞，馮國璋，陸榮廷，王士珍等北洋軍閥を主体とした挙国体制づくりと，民党絶対排除の復辟政権構想，この点前節に言及した「復辟陰謀紀実」の指摘は確かに妥当の論評とすべく，又，張勳復辟クーデター失敗の際，鄒孝胥が李季高と聯名で事態收拾を電奏⁷⁰して，

窃聞畿輔諸将与議政大臣張勳意見不洽，已有搆兵之舉，北方將士皆朝廷所倚賴，一旦闕墻啓衅，反使革命党人乘機取利，殊為可危，以張勳孤忠亮節，而不為衆人所諒者，以兼握大政故也，然觀張勳志安社稷，不以危險避之君父，昔周公居東，流言自息，誠宜暫出督師，以弭謗讒，請旨速召徐世昌來京，委以全權，令依君主制度，設立責任內閣，則諸將無所疑忌，必可同心輔政矣，愚昧之見，請代奏

と，張勳の「孤忠亮節」は評価しつつも，その「兼握大政」を否定して徐世昌「責任內閣」の速成を要請し，かつ五月廿一日²⁸の日記⁷¹に

報言，段祺瑞已入京，復辟之舉遂敗，前后才七日耳，張勳之無謀，劉廷琛之躁妄，皆足取敗，辱我幼主，羞當世之士，哀哉

と明記して「張勳の無謀と劉廷琛の躁妄」を復辟失敗の要因とみているのも首肯できる処である。

㊦ 復辟クーデターと独逸日本

ところで、張勳復辟クーデターの導火線ともなった対独外交問題は、周知の通り、一九一七年二月四日づけアメリカ政府の対独断交同調「勅告」の通牒⁷²⁾に発端する。

この通牒をめぐる、段祺瑞政府は連日、國務會議を開き、かつ陸徵祥、曹汝霖、梁啓超ら在野有識者の意見をも徴するなど種々協議を重ねた結果、二月九日公使ラインシュ(芮恩施)に対し、外交総長伍廷芳の名に於て「閣下カ通牒中ニ表示スル所ノ態度ニ対シ全ク賛同ヲ表ス」る旨回答⁷³⁾すると共に、ドイツ公使ヒンツェ(辛慈)に対して「二月一日宣言ノ新戦策ニ関シ將ニ貴国政府ニ対シ嚴重ナル抗議ヲ提出」⁷⁴⁾した。この抗議に対し、ヒンツェは三月十日ドイツ政府の回答⁷⁵⁾を伝えて「其封鎖戰略ヲ取消ス事ヲ拒絶」したため、三月十四日中国は大總統布告⁷⁶⁾を以て対独断交を公表、ヒンツェは三月二十七日オランダ船で上海から「放洋出境」⁷⁷⁾するに至ったのであるが、その間「民党出身者ハ米國ニ依ルヘント唱へ、官僚側ハ獨逸ノ復讐ヲ恐レテ之レニ反対シ、一方獨逸公使ヒンツェモ同國留学出身ノ議員等ヲ通シテ暗中飛躍ヲ試ミシ為メ」⁷⁸⁾錯雜した政情が展開されたという。その後政局は対独宣戦案を動機として、既述の如き「非常ノ内紛」⁷⁹⁾をみたのであるが、八月十四日に至り、遂に「德國奧國ニ対シ戦争地位ニ立ツ旨ヲ宣言」する大總統布告⁸⁰⁾が公布され、一八年十一月一日には十二カ条に亘る聯合國の對支覚書をうけてその実行を声明、⁸¹⁾とりわけ「十一日附ヲ以テ直隸警務処処長兼天津警察庁長楊以徳(獨人ノ陰謀ニ対シ種々便宜ヲ与へ、殊ニハンネッケンヲ庇護シタリトノ噂アリ)ヲ免職シ張汝相ヲソノ後任トシ」⁸²⁾「六日、前井陘炭坑総弁獨人ハンネッケンヲ、七日、前獨亞銀行支配人ニシテ、ヒンツェ公使帰國後隠然タル公使ノ勢アリタルコルデスヲ逮捕拘禁スル等」⁸³⁾「參戰義務履行」に努める処があったのである。いま、そうしたドイツ側の動きの一斑を張勳復辟クーデターとのかかわりで若干の資料を例示すれば、まづ、鄭孝胥「丙丁日記」がある。

- 丁巳閏二月廿三日(甲辰日)…吉甫携尉礼賢書、与一山同至徐州、夜見張勳、將來滬、劉幼雲告之曰、日人已知德款事、將出干涉、恐姚洩之于日人、子宜勿行、升吉甫惧、即返青島、佃信夫在張勳處、吉甫未見之、蓋幼雲欺吉甫、故不令得見佃也、吉甫信幼雲之讞、頗忿于讞
- 廿五日(甲辰日)…与余信則曰、借款已為謀者所覺、此中深可駭詫…等語、此乃吉甫信劉幼雲之言…彼意借款為日所忌、故為劉言所中、而不知其不然也、劉似欲充吉甫、而令張勳自与德人商借故耳、其傾險之習、真小人矣
- 四月初六(乙巳日)大七⁸⁴⁾与吉甫同訪顧錫恩、顧云、德人已收束一切、專備宣戰、不能助力
- 十三日(乙巳日)顧錫恩來答吉甫与大七、意謂可設法助力
- 十四日(乙巳日)…司格礼來、余与吉甫、賦秋同見之、司出約字一紙、其文曰、承認帝國新政府、新政府成立后、首宜開復中某國交、仍嚴守中立、用文由司某代達某某轉致某政府商允后、即速回文承認新政府
- 十五日(乙巳日)…報言天津已立新政府、徐世昌為大元帥、王士珍為總理等語、張勳猶未到京、司格礼來云、昨語已告克領事、日內当令書記署門君來報命
- 十七日(乙巳日)…司格礼來、言已作書催克君

○五月十三日(七日)…頃得北京電、今早四時宣統復辟…司格礼来、云亦得電、宣統復辟、特來賀

以上、日記にいう尉礼賢は Richard Wilhelm、克領事は上海領事克尼賓 Knipping、司格礼、密門もドイツ人であろうが不詳、顧錫恩はドイツ領事館の弁事用員の中国人である。つぎに三月十日づけの張勳あて「金永書簡」⁸⁵⁾がある。

日昨德使昌言相告…中德邦交素睦、今日為東隣聯結各國、危言逼迫、一旦絶交、眼前誠于德国有重大關係、将来之于中国、不但為各國牽鼻、即以東隣一國、朝夕誅求、必至喧賓奪主而后已、其將何以支持生活耶？現在不贊同者、各省軍政界中已居多数、議院中亦有明示反对之人、不過庸衆之言、無足重輕、不足以震多欲胡塗当局之聽、如得徐州一言、必能力退橫流、挽回大局、則德國不屑為東隣之賄求、願以德華銀行資本、為貴政府艱難之協助、此語渠不便形諸筆墨、囑永面陳、願事當火急、永又不能即行、茲以萬敬卿弟赴徐、不患漏泄、故敢以書代面、永意今日之事、若一概拒絕、開罪各國、固亦勢所不可、唯有援照美国武装中立、似亦兩面周旋之道、伏乞我師詳加策画、或単銜或聯銜、断在速行

この「受業 永謹上」とある張勳あて書簡は、対独断交問題をめぐり府院の意見が対立、憤慨した段祺瑞が辞意をもらして一旦天津に引きあげたものの、徐世昌、馮国璋のとりなしで再び帰任した時期のもので、当時、中立厳守を主張して段祺瑞に批判的であった張勳⁸⁶⁾に対するドイツ側の働きかけの一証査として関心をひく。しかもここにいう德華銀行資本の提供云云を升允あて鄭孝胥書簡⁸⁷⁾や「丙丁日記」の対独借款に関する宗社党復辟派の動き、さらに天津総参謀処設置にからむと思われるドイツ側の新政府承認の動きや張勳復辟クーデター時点における司格礼の「來賀」等に考量すれば、当時のドイツが中国の協商国加盟乃至は参戦阻止を意図して張勳らの復辟運動にさまざまな働きかけを試み、張勳ら復辟派も亦、ドイツの外援に期待をよせて種々接触を行おうとしていたことは、最早や否定すべくもないであろう。

次ぎは、日本の復辟運動との関係である。

前章に於ても少しく言及した処であるが、張勳らの復辟運動に対する日本側の公式態度は、大正六年一月九日の閣議⁸⁸⁾に於て、

帝国ハ支那ニ於ケル何レノ政治系統又ハ党派ニ対シテモ不偏公平ノ態度ヲ持シ一切其ノ内政上ノ紛争ニ干渉セサルコト

を決定、その旨を十二日づけで本野一郎外務大臣より林公使あてに訓令⁸⁹⁾して、

貴電第二一号ニ関シ帝国政府ニ於テモ貴官ト全然同感ニシテ此際支那内政上ノ陰謀運動等ニ關係スルハ表裏共之ヲ避クルコト必要ト認ムルニ付、右様御舍ノ上此上共万事其方針ニ依リ御措置アリタク、陸軍側ヨリモ右ノ趣旨ヲ以テ石光小將ヘ回訓スル所アリタル趣ナリと述べ、三月二日には、田中参謀次長より齊藤小將、青木中將、坂西大佐、石光小將はじめ現地の各駐在武官あてに⁹⁰⁾、

近頃支那ニ宣統帝復辟ノ運動ヲ為スモノ、アルニ連レ…日本ニ復辟援助ノ意アリトノ説ヲ伝フルモノアルヤニ聞ク、蓋シ或ハ為メニスル所アリテ故意ニ此ノ如キ虚構ノ説ヲ流布スルモノアラントモ思ハル、日本ノ対支方針ハ支那ノ政党政派ニ対シテモ不偏公平ノ態度ヲ守ルニ在ルヲ以テ復辟論者ノ一派ノミヲ援クル如キコト無キハ貴官ノ知ル通りナリ…陸宗輿ハ在京中復辟ニ関シ總理始メ何人ニ対シテモ少シモ運動セザリシノミナラズ、町田中將ニ対シテ却テ復辟反对ノ意見ヲ明言セン位ナリ、蓋シ或ハ來朝後帝国ノ対支方針ヲ察知シ復辟

論ノ如キヲ言ヒ出スモ何等ノ効果無キヲ自覚セシニ因ルナランカトモ思ハル、肅親王米朝ノ件ハ親王モ一時ハ其意図アリシ如クナレトモ関東都督府参謀長ヲシテ忠告セシメ断然之ヲ中止スルニ至レリ、要スルニ日本ノ復辟援助ノ風説ハ全ク事実無根ナリ…故ニ貴官ハ機會ヲ求メテ適當ノ弁明ヲ与ヘ支那人ノ誤解ヲ一掃スルヲ努メラレタシ

と打電、さらに、六月十一日には「張勳ハ今猶復辟論ニ対スル参謀本部ト外務省ノ意見多少相違セルモノト考ヘ居ル趣」との章宗祥駐日公使の「内話」をうけて、直ちに林公使あてに、今一応同次長（田中義一参謀次長—永井註）ト御協議ノ上此際速ニ適當ノ方法ニヨリ張勳ニ対シ此際復辟論ハ到底成效セサルヘク、又此際右様ノ意見ヲ固執スルハ帝国政府ノ同情ヲ得ル所以ニ非ザル旨ヲ直截且ツ適切ニ明示シ置カルル様

との外務大臣訓令⁹¹⁾を發した処に明らかな通り、むしろ張勳に復辟断念を勧告する立場をとっていた。そしてそうした立場から、例えば、鄭孝胥「丙丁日記」にも升允らとの関係で屢々登場し、「復辟運動ニ関係シ種々奔走中ニシテ尚帝国政府部内有力者カ復辟ニ賛同シ居ルカ如ク支那側ニ吹込ミ居ル趣ノ情報」⁹²⁾ある宗方小太郎に対しても内情探索を命ずるという細心の配慮を加えたのであった。宗方の場合は、調査の結果「宗方カ有スル宗社党ノ知己ハ当地ニテハ鄭孝胥、姚文藻、胡嗣瑗等ノ二三氏ニシテ其他ニ升允等ノアル位ニ止リ、仮令彼カ衷心帝政論者タルモ目下殆ント奔走運動等ノ余地ナク…其言動ト前後ノ事情ヨリ見テ同人カ差当リ此種運動ヲ試ムルカ如キトアリトハ認メ難シ」と有吉上海総領事より報告⁹³⁾され、げんに「宗方小太郎文書」所収「報告及び号外主文^{大正五年}」⁹⁴⁾からもそれらしき事実は検索できない。

ところで、一月九日に閣議決定をみ、同月十二日、本野外務大臣訓令、三月二日、田中参謀次長の訓電があつて、いづれも「不偏公平」をうたっていたにもかかわらず、六月の時点に入つても、なおかつ張勳が参謀本部と外務省との間に多少意見の相違ありとみて依然、日本の復辟援助に期待をよせていたのは、一体、何に由来するのであろうか。

外務省側とりわけ、本野外務大臣と林公使との間で「不偏公平」路線が合意されていたことは改めて繰返すまでもないであろうが、問題は主として陸軍参謀本部側にあつたようである。それは、例えば前掲の「復辟陰謀紀実」に、天津駐屯軍司令官石光真臣小将が所謂第二次滿蒙獨立運動⁹⁵⁾の肅親王、巴布札布王、升允グループと恭親王、張勳、劉廷琛ら復辟派との仲介者たらんとする動きをしたとあり、また、張勳あて「金永函^{一九一七年三月}」⁹⁶⁾にも天津総参謀処設置計画をいち早く探知した石光が、金永に対し、石光あて林公使書簡を示しながら、

渠接林公使函稱、連日黃陂邀請、商懇贊助、声言張督軍、朱省長以及前巡按使金某某等、往来徐州京城、介紹石光、密為謀議、以圖復辟、已非一日、此事非請貴公使真意帮忙、將其破散不可、渠即答以并無所聞、况石光為倭國軍官、于貴國政局、何相關涉、黃陂力稱聞之甚確、渠復問其究竟聞之何人、支吾再三、始言為陸建章所說等語、渠當付之一笑、特以告知

と語つたとあるのに対し、総統府顧問たる青木宣純中將は、張勳あて「陳澹然函^{一九一六年}」⁹⁷⁾に、

日中將青木宣純久于中国聯邦之議、促我内分、想遼洞鑿、西南兵起、無事不与其謀、陰六月十五北京日報載其与日政府函、力勸助南以財、使軍院不消、藉掃北洋派勢力、併吞北地、方可無勞、其用心如此、而孫、唐諸人樂其助己、啞為腹心、顧問之謀、滬成秘約、此番密薦黃陂、乃竟許之、前者、項城聘有賀長雄…厥后膠濟假道、帝制速行、皆出長雄之賜、遣

禍至今，青木雄才，夷高有賀，一為聘入，其禍更深

革命派に加担し南北分断を策する「中国聯邦」論者と警戒され、また「胡嗣瑗致馮国璋函」⁹⁸⁾によれば「復辟は尚お其時に非ず、目下恐らくは賛助し難し」と伝えて、

青木受革党運動、而欲敗我正議、以陰袒革党也…不知青木所嚙嚙、僉非其政府真相也
と復辟派を痛憤させたところからも想見されるが、実は軍部自体の姿勢に可成り曖昧なものがあったと云える。というのは、例えば、「張鎮芳函」^{九七年三月三十日}⁹⁹⁾が、

聞田中次長乃寺内之腹心、遠道来華、実欲調査各方何人可助、对于我輩宗旨、似甚赞同、石光迭次来言、謂一到徐州、総求推誠款洽…如小弟鎮芳頓首

敬再密啓者、如抱従前宗旨、与田中談、只可請其賛成、不可求其帮助、倘処求彼、則彼笑我毫無力量矣、想我公似不河漢斯言 弟震春鎮芳又啓

と張勳あてに書送り、又、林樞助「わが七十年を語る」所収「復辟支持を田中君に断念させた話」¹⁰⁰⁾に「君、張勳に会って来たらう、そしてきっと復辟問題に就て何か先方が云ひ出して、之に君が然るべくあひ槌をうったらう…田中はさっぱりした男だ、それなら断じて不可んと言つてやらうと」「自分の返事に疑問の残らぬよう」処置したとある、来華した田中参謀次長の態度からも推知されうからである。然も、問題はさらに根深い処に伏在していた。それは、「丁巳復辟記」に

初日本総理事内对于中国外交表示不干涉主義、而日人至徐者、皆謂寺内以彼国民党漸盛、頗望中国復辟、升允至日、託日友探寺内意、寺内曰、伝語升君、好自為之、余决不干涉也、升婦、与諸公言之、皆曰、此事本無須外人之賛助、且当避外人之賛助、但求其不干涉足矣、日人田信夫者、主助中国復辟甚力、常至徐、其与寺内亦有接洽、而日使林樞助向囑于段、復辟前一二日田晤林、談及林雖不反对、但問徐段之意如何

とあり、また一月十三日^{十三日}佃と渡日した升允の動静について「丙丁日記」に

○廿一日^{廿一日}過姚賦秋、視升吉甫第二書及佃信夫電、升吉甫廿三日可到滬

○閏二月初四^{四日}賦秋來、言佃信夫已到、明日赴徐州、催張勳起義、初、張勳使張念慈來迎佃信夫、佃久不至、張問課于王喬松、王曰、日人已行復折回、初四可到滬、姚以告宗方、宗方不信、初三日忽得電曰、佃已附春日丸明日可到津、佃至、果云、至神戸以汪大燮到、復歸東京探之

とあり、さらに前述した「復辟陰謀紀実」に、升允らとは別途に、徐世昌、張勳の「密命」を帯びて日本政府の真意打診に来日したが、結局不首尾のうちに帰国したとある陸宗輿の動き等に登場する首相寺内正毅の復辟運動への対応姿勢であった。

このうち「わが七十年を語る」^{第六十}¹⁰¹⁾にもある通り、表面、天皇への勳章贈呈特使として、内実は清朝の復辟に対する日本当局の意向を内密にさぐるべく派遣されようとして未遂に終った曹汝霖や、単なる勳章捧呈特使に過ぎなかった汪大燮はさておき、表面、交通銀行借款の触れ込みで二月十日来日した陸宗輿の場合は、陸自身の「内話」¹⁰²⁾によれば左の通りである。

今回徐ノ腹心タル陸ノ有スル内密ノ使命中ニハ支那ノ前途ニ関シ日本当局ハ共和政体ヲ以テ果シテ支那ニ適當ナリトセラルルヤ將又帝政ヲ恢復シ中心アル政体ヲ造ルヲ可ナリトセラルルヤ、帝政ヲ恢復スルニハ再ヒ清朝ヲ樹ツル外ナカルヘキカ、其辺ノ意向如何ヲ知ラント欲スルコトモ含マレ居ルモノノ如シ

ところが、町田中将の「陸宗輿ト会谈要旨」¹⁰³⁾によれば、

予ハ寺内首相ト会見ノ際ニハ談復辟ニ及ハサリキ、外相トハ若干復辟ニ関シテ談話シタルモ固ヨリ具体的ニハ深入セサリキ、加藤高明子、犬養氏トハ旧知ノ間柄ナル故長時間談話セシモ復辟ニ関シテハ言及セサリキ、其他朝野人士トノ会見談ハ大概皆經濟關係事項ノミナリキ、上原參謀総長トモ相知ノ間柄ナルモ周田ノ事情上今回ハ会見ヲ見合ハスコト然ルヘシト信シ差シ控ヘタリ

という結末となり、更に陸宗輿自らすすんで、

復辟論者中ニハ諸種ノ分子ヲ包有シアリテ直ニ宣統帝ヲ復位セシメ某親王ヲ攝政トシテ支那ヲ以前ノ帝政ニ立チ直サントスルモノノ如キハ極メテ少数者ニ止ルヘシ、他ハ多クハ名ヲ復辟ニ藉リ「クーデター」ヲ行ヒ現国会ヲ解散シ民党ヲ圧迫シ以テ中央政權ヲ強大ナラシム所ノ新憲法ヲ制定シ、徐世昌ノ如キ大人物ヲ以テ名実共ニ支那統治ノ実權ヲ握ラシメント欲スルモノナルカ如シ、徐世昌ヲシテ政權者タラシムルコトニ関シテハ張勳一派モ異存ナキ所ニシテ、段祺瑞ノ如キハ第一革命当時共和ノ主唱者タリシ關係上宣統帝ヲ擁立シ帝政ヲ復興スルニ對シテハ反對ナルヘキモ徐世昌ヲシテ大統領タラシムルコトニ関シテハ異存ナルヘシ

とか、

外国人ノ眼ニハ左程映セサルカ如キモ由来支那ニ於ケル滿漢兩族ノ軋轢ハ其根底深ク第一革命ニ於テ稍減滿漢ノ目的ヲ達シタル今日再滿人ヲ戴テ支那ニ君臨セシムルカ如キハ之レ大勢ニ逆行スルモノニシテ恐ラク不可能且永遠治國ノ途ニアラサルヘシ、成功ノ見込ナキニナマジイ復辟運動ヲ実行セハ宣統帝ヤ 肅親王一派ハ其果ヲ受ケ遂ニ皇室優待条件等(年々四百万円ノ手当ヲ受ク)ノ既得權ヲモ失ヒ悲惨ナル境遇ニ陥ルヘシ、之レ前清大官ノ一人タリ且又肅親王ト關係深キ予等苦心ノ存スル所ニシテ彼等ヲシテ斯ル運命ニ陥ラシメシテ何トカ時局ヲ救済シタシト思フ、之ヲ要スルニ憲法ヲ改正シテ国会ノ權能ヲ削減シ徐世昌ノ如キ大人物ヲシテ時局ヲ拾収セシムルヨリ他ニ良策ナカルヘシ

と語り、清朝復辟運動を「大勢ニ逆行」し「成功ノ見込ナ」しと否定し、むしろ「新憲法」の制定による「大統領」徐世昌に「名実共ニ支那統治ノ実權」を掌握させるという時局收拾策を言明するに至った。陸宗輿のかかる言動は、恐らくは林公使の「復辟運動を本野君と二人で差止めた話」¹⁰⁴⁾にいう「寺内さんの返事が余程はっきりしていないと飛んだことになる」「万一寺内さんが良い加減の、あいまいの返事をされるときっと支那の方ぢゃ内々日本政府の承諾を受けたものだ」と云ふ風に感ずるかも知れない」「これは断じてやらぬが宜い」とする林、本野の「引導」に起因するものであろう。

次は升允の場合である。

渡日した升允は二月四日¹⁰⁵⁾まづ知己の三浦親樹將軍に面晤したらしい。

二月八日づけ佃あて升允書簡¹⁰⁶⁾に曰く

佃信夫先生閣下、僕数年以來籌画復辟之策、久為中外所共鑒、此次東來、本擬將現在与張勳計畫告知貴国政府、昨晤三浦將軍云、此係清国臣子当尽之義、本国決不干渉、請速帰進行、遲恐無益、僕素与三浦交厚、自当從其言、惟張勳暨南北諸同志皆欲得寺内首相一言以為重、今乃未見而帰、在僕雖無榮辱於其間、而張勳初意、則似不免失望、閣下既云、寺内稱僕孤忠可憫、僕現在往西京一行、倘肯訂期会晤、請賜電招、三日內尚可回車也、此候日祉、升允再拜

この書簡からすれば、升允来日の目的は徐世昌の意をうけた陸宗輿のそれとはニュアンスを

異にし、むしろ、徐世昌政権構想に反撥した張勳の要望をふまえつつ首相寺内にすすんで彼等の復辟計画を披瀝し、その諒解同意を求めらるるに於ては、寺内は升允の持参した徐州會議に於ける張勳ら十三省督軍らの宣誓書を披見した後、張勳らの復辟起事に対する日本側の不干涉、万一の場合における日本の宣統帝保護を約束、升允の忠節を激賞しつつ詳細は青島司令官大谷喜久蔵と相談せよとさえ語ったという。¹⁰⁷⁾ 前記の「丁巳復辟記」や「丙丁日記」の叙述は、そうした経緯をうけての彼等の動きを示すものであろう。ところが、三月二十六日、大島健一陸軍大臣から大谷司令官あてに一通の訓令書¹⁰⁸⁾ がとどくに及んで事態は急変した。曰く、

復辟実行に関し、貴官と升允との会談の要旨に就ては左の通り承知あり度し

帝国は敢て支那の内政に干渉するの意無しと雖も、此際支那に於て復辟運動を開始し、更に国内の紛乱を醸すが如きは、独り支那の為に取らざるのみならず、宗社党の前途の爲め決して有利ならざるべし、依て貴官は仮令如何なる事情あるも、復辟実行は目下其時機に非ざることを升允に勸告ありたし

ことの意外に驚いた佃が寺内首相、内閣書記官長児玉秀雄らに問合せた結果、漸くにして長島隆二から五月五日づけ返書¹⁰⁹⁾ が齎らされた。曰く、

拝呈、御渡航後愈々御健勝慶賀の至に奉存候、陳者先般児玉氏宛御発送の秘書の件に付、寺内首相より懇々懇談有之候に付、其要旨左に開陳仕候

『佃君より児玉宛書面拜見せり、支那の内政に対し帝国政府不干涉の方針は其後毫も変更せる所なし、段総理と密約云々の如きは巷説固より採るに足らず、斯の如き密約あるべき筈なく、又密約は效力あるべき筈なく且此の如き密約は有害なりと確信す、以上の点に付茲に御面談の場合に申述べたる通りなる旨佃君に伝言せられたし、而して支那の形勢に就ては其後深く憂慮し居れり、一方には露国の革命あり、支那に対し思想上並に政治上影響する所尠からざるべく、支那各方面の關係益々複雑となり險悪を加へつつあり、此際輕挙は深く戒めざるべからず、佃君が熱誠日支兩國の前途を憂ふるは感謝に堪へざるも、大に周囲の事情を察し、慎重に慎重を加へられんことを望む』

右が首相伝言の要旨に御座候、而して此会見は頗る長時間に涉り、首相も小生も充分の意を尽し候次第に有之候

首相の談話より総合すれば

- 一 陸軍の電報は自分は知らず、併し陸軍としては輕挙事を誤るを憂ひ、注意の爲め電命したるものならんか、之を外間に示すが如きは其当を得たるものにあらず
- 二 佃君よりの書面及之に対する自分の意見は陸軍省にも知らさず、御承知を乞ふ
- 三 今日四囲の形勢上、復辟運動は奏効非常に困難ならずや、万一失敗に終るが如きことありては支那の爲め懸念に堪へざるのみならず、關係者一身の上に於ても憂慮に堪へざるものあり、将来共に共に兩國の大任に當るべきものは、深く形勢の推移に注意し、万遺算なきを期せざるべからず

との意味に有之、反覆して老兄が此場合自重の態度を執らるる様切望する旨談話有之候要するに、首相寺内の復辟起事計画支持の事実上の取消しとみてよいであろうが、文中、段祺瑞との密約¹¹⁰⁾云々とあるのは對独断交、協商国加入に関する段祺瑞内閣の交換条件にからむ西原亀三との交渉をさすものであろう。それにしても否定取消しの論拠たる中国政局の將

来の見透しについて、この年起ったロシア二月革命の近代中国に与える思想上政治上の「勢からざる」影響に言及し「輕挙は深く戒めざるべからず」としている点は注目されて然るべきである。かくて、張勳らの期待をよせた首相寺内の態度がかつての好意的支持から冷静な「自重態度」の「切望」へと変化した結果、張勳らの計画は当然、一定の影響を受けざるを得ない。のみならず、六月中旬、来華した田中参謀次長からも重ねて「不偏公平」を明言された張勳は、一時、復辟起事計画の即時決行に躊躇する処があったらしい。徐世昌らによる天津総参謀処設立と張勳への働きかけ、劉廷琛ら宗社党復辟派の憤激と説得、乃至は六月五日づけ張勳あて升允書簡¹¹⁾は、いづれもそうした時点での動きであったようである。然し、復辟それ自体に対する徐世昌らとの意見不一致のため、張勳は遂に、徐州會議における十三省督軍らの「盟約」に自信と期待を抱きながら、「領袖」「盟主」としての自負と面子にかけて、敢えて、独力、七月一日の復辟クーデターに踏み切るに至ったものであろう。

(昭和五十五年九月十三日稿了)

○小論は五十三年度文部省科学研究費の支給による所産である。記して謝意を表する。

。註 解

- 1) 1917年丁巳清帝復辟史料彙輯「丁巳清帝復辟事記^{7月}_{8日}」所収。
- 2) 註1「事記^{7月}_{12日}」所収。
- 3) 1917年丁巳清帝復辟史料彙輯所収。
- 4) 大中華雜誌^{第二卷}_{第七期}「時事日記^{六月}_{九日}」。東方雜誌^{第十三卷}_{第七号}「中国大事記^{六月八日}_{九日}」併照。
- 5) 註4「時事日記^{五月}_{十七日}」。
- 6) 大中華雜誌^{第二卷}_{第六期}「時事日記^{五月}_{二日}」。なお、東電八カ条はそれ以前に巧電^{四月}_{十八日}、有電^{四月}_{五日}と二度の通電を経て建議されたものという。
- 7) 註5「時事日記^{五月}_{十九日}」。
- 8) 註5「時事日記」所収。
- 9) 註4「時事日記」。
- 10) 註4と同じ。
- 11) 大中華雜誌^{第二卷}_{第十二期}「時事日記^{九月}_{二十二日}」。
- 12) 大中華雜誌^{第二卷}_{第十期}「時事日記^{八月}_{二十七日}」；陶菊隱「北洋軍閥統治時期史話^{第三冊}_{第三十四章二}」；東方雜誌^{第十三卷}_{第十二号}「中国大事記^{九月}_{二十一日}」併照。
- 13) 註12「時事日記」。ちなみに東方雜誌^{第十三卷}_{第五号}「内外時報」所収「全国軍隊之分布」によれば民国五年に於ける中国軍隊の兵力総数は四七万七千三百、そのうち直隸八万二千をはじめ十三省同盟側が計三五万二千二百を占めている。以て北洋系督軍らの軍事力を背景とした政治勢力の強大さが想察されよう。
- 14) 大中華雜誌^{第二卷}_{第十二期}「要版」所収。この外馮国璋の政治的発言には「馮督軍忠告議員電」「馮督軍反対民選官吏電」がある。当時馮と張勳とが競合関係にあったことは註22所収「謝介石内話」報告からも伺知できる。
- 15) 大中華雜誌^{第二卷}_{第十期}「時事日記^{八月}_{二十七日}」所収。
- 16) 註14「要版」と註15併照。
- 17) 註15と同じ。
- 18) 大中華雜誌^{第二卷}_{第十二期}「要版」所収。
- 19) 註18「時事日記^{九月}_{十七日}」。張勳の動きとしてはさらに憲法第四章第十九条第二項の「国民教育以孔子

之道為修身大本」問題をめぐり九月二七日「孔教を国教とせよ」との電請が注目される。

- 20) 註18と同じ。
- 21) 註18と同じ。なお民国五年の各省督軍省長の配置については東方雜誌^{第十四卷}第七号「中国大事記」所収「職員表」、民国六年六月までのそれは東方雜誌^{第十四卷}第七号「中国大事記」所収「職員表」参照のこと。
- 22) 東方雜誌^{第十四卷}第二号「中国大事記^{二月一日}」, 註28「復辟運動=関スル謝介石内話報告ノ件(附風書)三月^{一日}林公使」報告併照。
- 23) 「中華民国史事紀要^{民國六年}」所収「譚人鳳致黃閣卿函^{民國六年}二月十四日」。(以下「史事紀要」)
- 24) 註22「中国大事記^{二月一日}」, 「史事紀要^{民國六年}」併照。
- 25) 史事紀要^{民國六年}五月二十三日所収「国史館專稿」。なお徐樹錚先生年譜「民国六年, 督軍団・宣統復辟」参照。
- 26) 註3と同じ。
- 27) 復辟陰謀紀実「編者按」。
- 28) 外務省外交史料館「各国内政関係雜纂(支那ノ部)復辟問題^{第五冊}」所収「公第二二三号 復辟陰謀紀実訳送ノ件^{七月二十一日}林公使」報告。
- 29) 史事紀要^{五月十日}「北京公民請願団滋擾衆議院・附録」所収資料「兼署内務給長范源濂呈大總統轉呈京師警察庁給監呈報公民請願団團集衆議院前彈圧解散情形請鑒文」と「暴民包圍衆院始末記, 暴民包圍衆院情形統誌, 衆議院被阻情形, 被毀議員之通電, 民友会通告衆議院被攻情形電」など中華新報^{五月十八日}記事。
- 30) 註29所収「衆議院被阻情形」「暴民包圍衆院始末記」「民友会通告衆議院被攻情形電」と「公民代表小史」併照。
- 31) 註30「衆議院被阻情形」。
- 32) 註29「被毀議員之通電」。
- 33) 「史事紀要^{民國六年}五月十一日」。
- 34) 史事紀要^{民國六年}五月十日所収「谷鍾秀之辞呈」。
- 35) 東方雜誌^{第十四卷}第七号「中国大事記^{五月十九日}」。
- 36) 史事紀要^{民國六年}五月十四日所収「中華新報」記事。
- 37) 註36と同じ。
- 38) 註35と史事紀要^{民國六年}五月十九日所収「附録・各督軍呈黎大總統請解散国会文」併照。
- 39) 「史事紀要^{民國六年}五月二十一日」。
- 40) 東方雜誌^{第十四卷}第七号「中国大事記^{五月二十三日}」, 史事紀要^{民國六年}五月二十三日所収「中華新報」併照。
- 41) 註35「中国大事記^{五月二十一日}」。
- 42) 註3と同じ。なお註28「復辟問題^{第二冊}」所収「機密第二二七号小村通訳官謝介石会谈録進達之件^{六月二十一日}林公使」報告の「謝介石会谈録^{大正六年}六月十七日」も参考とならう。
- 43) 東方雜誌^{第十四卷}第七号「中国大事記^{六月一日}」, 史事紀要^{民國六年}六月二日所収「附録・中華革命党総務部 關於天津參謀処之通訊」併照。
- 44) 註43と東方雜誌^{第十四卷}第八号「中国大事記^{六月二十一日}」併照。
- 45) 史事紀要^{民國六年}六月二日所収「附録一」。
- 46) 註45「附録二 内乱策源地之天津」。
- 47) 註45「附録三 中華新報・天津總參謀処之内幕」。なお, 某賢人は梁啓超, 某聖人は康有為, 某相國は徐世昌, 某議員は湯化龍, 某省長は倪嗣冲をさすのであろう。
- 48) 史事紀要^{民國六年}六月六日所収「中華新報」記事。
- 49) 註48と同じ。
- 50) 東方雜誌^{第十四卷}第八号「中国大事記^{六月二十一日}」。

- 51) 註48と同じ。
- 52) 註48と同じ。
- 53) 註3所収。ちなみに註28「復辟問題」所収「復辟始末=関スル朗貝勒談話要領報告ノ件^{大正六年七月六日}林公使」その他によれば宗社党は恭親王を中心とした青島宗社党（劉廷琛・升允ら）上海宗社党（鄭孝胥・康有為・姚文藻ら）と張勳らの徐州宗社党に大別され、総数は不明ながら青島宗社党員は約五十名であったという。なお拙稿「清帝退位の経過に関する覚書」（信州大学文理学部紀要第12号）参照。
- 54) 註3所収。
- 55) 「丁巳同難図記・註1」。
- 56) この外註3所収「丁巳同難図記」「鄒廬遺文」の「葉鶴巢墓表」など参照。
- 57) 丁巳復辟記「附録」所収。
- 58) 註3所収。
- 59) 東方雜誌^{第十三卷}第三号「中國大事記^{二月}二十三日」。但し海軍は陸軍の誤り。
- 60) 註3と同じ。
- 61) いづれも宗社党ではあろうが、鄭孝胥、翟鴻機以外は確認し難い。
- 62) 士英先生は不詳。
- 63) 東亜先覚志士記伝^{中巻}「二次滿蒙獨立運動(上・下)」参照。これによれば巴布札布の戦死は一九一六年十月七日という。また升允の動きの概略についてはさらに「宗社党と日本志士」「張勳と佃信夫」が参考となろう。なお、註3所収「升允復辟陰謀」書簡とくに「致嘉木箋」「致張勳」は升允の復辟志向をさぐるうえに重要である。
- 64) この外、註3所収「退廬箋牘・致潜楼^{劉廷琛}書^{二九}」「金永致劉廷琛函」を併照すれば宗社党張勳側の痛烈な徐世昌批判がより鮮明となろう。
- 65) 冷汰「丁巳復辟記」。
- 66) 鄭孝胥「丙丁日記^{丁巳五月一日}」併照。さらに倪嗣冲らの中央離脱の動きに乗じ張勳に復辟決行を促した資料に註3所収「張勳歲札・陳重慶函^{六月二日}」がある。
- 67) 註3所収「事記」5月28日、6月24日とくに6月24日の編者「按」を7月4日の李経羲通電に併照。
- 68) 註65と同じ。
- 69) 註65の「附記」。
- 70) 「丙丁日記^{丁巳五月二十日}」所収。
- 71) 「丙丁日記^{丁巳五月二十日}」。なお註28所収「機外第一四三号 肅親王ノ時局談^{七月九日} 関東都府民政長官代理佐藤友熊」報告に「復辟ハ予ノ素志ニシテ又必ス復辟ノ日アリト信シ居リタルモ今回ノ突発ハ予想外ナリキ…張勳ノ主旨ハ予ノ素志ト同シケレハ其ノ手段方法ハ誤リタルモ傍觀スルニ忍ヒサル感アリ、要スルニ今回ノ復辟ハ充分聯絡ヲ取ラス突発セシハ誠ニ惜ムヘク 此挙ハ反テ皇室ニ殃スルナランカト憂慮シ居レリ」とあり、また「機密第七九号 復辟運動=関スル件^{大正八年八月五日}上海總領事有吉朝」報告に「曩ニ張勳ノ事ヲ挙クルヤ…劉廷琛主トシテ事ニ当リ上海一派ヲ一切度外視シ遂ニ失敗ヲ招ケルモノナリトシ上海一派ハ張勳失敗ノ資ヲ多ク劉ニ帰シ爾來劉ト絶交スルニ至リ恭親王モ亦此間ノ事情ヲ知り劉ヲ遠ケ云云」とある。張勳復辟クーデターにからむ宗社党の内部対立を窺わせる。
- 72) 民國八年中国年鑑(上)「外交・対独関係事項」所収「支那ノ対独抗議」。
- 73) 註72「支那ノ対独抗議」所収。
- 74) 註73と同じ。
- 75) 註72「独逸ノ正式回答」所収。
- 76) 註72「対独断交」所収。
- 77) 史事紀要^{民國六年三月二十七日}所収「江蘇特派交渉員致外交部呈文」。

- 78) 註72と同じ。なお「史事紀要^{民國六年三月~五月}」併照のこと。
- 79) 註72所収「対独宣戦実行」。
- 80) 註79所収。
- 81) 註72所収「聯合國ノ对支覚書」。
- 82) 註81所収。
- 83) 註81所収。
- 84) 大七は鄭^孝垂^{の字}、一山は章^稷。
- 85) 註3「張勳蔵札」所収。
- 86) 註85所収「唐宝錫函^{一九一七年三月四日}」「張鎮芳函^{一九一七年三月}」「陳澹然函^{一九一七年三月十七日}」など併照。
- 87) 丙丁日記「附・鄭孝胥致升允函^曰」に「適徳人司克礼日往姚宅、遂与商借款事、彼言日内徳人皆作絶交準備、無暇及此、須稍緩再看情形等語」とある。
- 88) 日本外交文書^{大正六年第二冊}「一 張勳ノ復辟ニ関スル件」所収「四(附記)」。
- 89) 註88所収「中国内政上ノ陰謀運動等ニ無関係ノ方針ニテ措置方ノ件」。
- 90) 註88所収「日本ノ復辟援助ノ風説ハ全ク事実無根ナルニ付中国人ノ誤解一掃ニ努メラレタキ件」。
- 91) 註88所収「復辟論ハ成功セサルベキ旨張勳ニ明示スル 様田中参謀次長ト打合ノ 上適切措置方訓令ノ件」。
- 92) 註88所収「宗方小太郎ノ復辟ニ関スル言動ニ付取調方訓令ノ件」。
- 93) 註88所収「宗方小太郎ノ復辟運動ニ関シ内探結果報告ノ件」。但し註28所収「青参謀第二号 宗社 党員秘密通信ニ関スル件^{大正六年一月六日 青島守備軍参謀長森岡守成}」報告の「文覚春ノ通信」によれば宗方は「寺内ノ主趣ハ吾輩ノ所見ト相一致シ且甚堅固ニシテ大隈内閣ニ較フレハ正反对ニ有之」などと鼓吹していたらしい。
- 94) 復辟クーデターに関する直接的報告には「支那政局の紛糾」「宣統復辟の反動」「清室善後問題」などがある。なお「附録」は宗方小太郎伝として有益である。
- 95) 註63と同じ。
- 96) 「張勳蔵札」所収。
- 97) 註96と同じ。
- 98) 丁巳復辟記「附録」所収。
- 99) 註96と同じ。
- 100) 田中参謀次長は註88所収「一一二八」文書、註28所収「支那政変経過概要(其ノ五)^{大正六年七月九日作製}」と「張鎮芳函」、戴季陶「日本論」所収「赴日調査復辟運動回憶」に考量すれば六月中旬恐らくは十三日前後のことである。なお曹汝霖「一生之回憶第八章二」参照。
- 101) 「清朝復辟の密使差遣計画の話」,「夢の七十余年第六章四」(平凡社東洋文庫)併照。
- 102) 註88所収「復辟運動及日本行ノ使命ニ関スル陸宗輿内話ニ関スル件^{一月二十五日 林公使}」報告。
- 103) 註88所収「復辟運動ニ関スル町田中將ト陸宗輿トノ会谈要旨写送付ノ件(附属書)^{三月三日 芳沢臨時代理公使}」報告。
- 104) 「わが七十年を語る^{第七十卷}」。なお田中参謀次長あて青島守備軍参謀長「電報^{大正五年十二月九日}」は早くも劉廷琛、張勳ら「宗社党一派ハ寺内内閣ノ成立ト共ニ我対支政策ノ変更ヲ若干期待スルヤノ 傾向アリテ復辟論ハ稍々活氣ヲ帯ヒ来リツツアルカ如シ」と伝えている。
- 105) 註88所収「復辟ニ関スル青島守備軍司令官ト升允トノ会谈概要送附ノ件(附属書)^{三月二十日 青島守備軍参謀長 森岡守成}」報告。
- 106) 統対支回顧録^{下巻}列伝「佃信夫君」所収。
- 107) 東亞先覚志士記^{中巻}「張勳と佃信夫」。なお註105註106併照のこと。
- 108) 註107と同じ。

- 109) 註107と同じ。
- 110) 1917年丁巳清帝復辟史料彙輯所収「1917年美日拉攏中国参戦密報 第二函」、張勳藏札「唐宝鏐函 一九一七年三月四日」と「夢の七十余年^{第七章}」(平凡社、^{東洋文庫})、日本外交文書^{大正六年}第三冊「事項一〇 中国問題ニ関スル西原龜三報告雜件」併照。
- 111) 註110「丙丁日記^{四月十六日}」所収「吉甫囑代致張勳書」に曰く「紹軒平門左右，彭城良觀，相見以誠，我輩哀憤，天日可指，事變亟矣，而中外人士于足下之舉措猶不能無疑者何哉，則調停之說為之害也，自試弁共和以來，官邪民賊，毒痛四海，共見共聞，無可諱隱，今賊党内乱方劇，以足下宗旨素定，正宜立建龍旗，宣言復辟，使薄海遠近，望風興起，忠義奮發，必將天旋地轉，且夕遂定，今乃按兵猶子，坐令邪說日盛，搖惑人心，將士懷疑，天下解体，機會一失，身敗名裂，必隨其后，悔之何及，伏望足下電布誓師復辟，將共和政體一概剷除，此乃斬斷亂糸之策，非得毅力主張，決不足以收民心，定衆志，彼曹孽氣，自然潰敗，何慮之有，若猶以調停為事，則較之亂党相去幾何，自欺欺人，非所望于賢者也，專爾馳布，鴿候察復，升允拜啓^{四月十六日}」。これを註88「升允ハ復辟ニ對スル張勳ノ憂心ヲ憤慨シ且該運動ヲ悲觀シ居ル件^{六月十三日}天津松平總領事」報告に併照すると当時の情況が彷彿となろう。